

研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム (BRIDGE)

2024 年度（令和 6 年度）公募要領

【対象施策】

- 施策 1：金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業
- 施策 2：ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業
- 施策 3：バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化

【募集期間】

- 施策 1、3： 令和 6 年 7 月 19 日（金）16 時から令和 6 年 8 月 22 日（木）12 時（正午）まで
- 施策 2： 令和 6 年 7 月 19 日（金）16 時から令和 6 年 9 月 2 日（月）12 時（正午）まで



独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）

令和 6 年 8 月
(Ver1.2)

◆施策・テーマ、PD及び担当課室

施策1：金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業

テーマ1：LIMEをベースとしたネイチャーフットプリントの開発

テーマ2：ネイチャーフットプリントを用いた金融/投資機関における活用のための実証事業

PD：環境省 自然環境局 生物多様性主流化室長

担当課室：環境省 自然環境局 生物多様性主流化室

施策2：ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業

PD：MS & ADインシュアランスグループホールディングス サステナビリティ推進部 TNFD 専任 SVP 原口 真

担当課室：環境省 自然環境局 生物多様性主流化室

施策3：バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化

PD：国立研究開発法人 国立環境研究所 理事 森口 祐一

担当課室：環境省 環境再生・資源循環局 循環型社会推進室

◆採択予定件数

- ・6～8件程度（詳細はp.15をご参照ください。）

◆研究開発開始までの主なスケジュール（施策1，3）

- ・公募開始 7月19日（金）16時
- ・公募受付締切 8月22日（木）12時（正午）《厳守》

※以下の日程は全て予定です。今後変更になる可能性があります。

- ・面接審査 8月下旬～9月上旬
（決定次第 ERCA ウェブサイトに掲載予定）
- ・採択課題の決定通知・発表 9月中旬
- ・研究契約締結・研究開発開始 9月中旬以降

◆研究開発開始までの主なスケジュール（施策2）

- ・公募開始 7月19日（金）16時
- ・公募受付締切 9月2日（月）12時（正午）《厳守》

※以下の日程は全て予定です。今後変更になる可能性があります。

- ・面接審査 9月中旬（決定次第 ERCA ウェブサイトの掲載予定）
- ・採択課題の決定通知・発表 9月下旬
- ・研究契約締結・研究開発開始 9月下旬以降（予定）

※応募状況を踏まえて、公募期間を延期する場合があります。延期する場合 ERCA ウェブサイトに掲載いたします。

◆本公募に係る基本情報

- ・独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）の公募ウェブサイト
<https://www.erca.go.jp/erca/sip/bridge2024.html>

- ・ 「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針」（平成 29 年 5 月 29 日ガバニングボード決定 令和 4 年 12 月 23 日改定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/prism/unyoshishin.pdf>
- ・ 「令和 6 年度採択 BRIDGE 施策一覧」
https://www8.cao.go.jp/cstp/bridge/saitaku_r6.html
※施策 1 の「戦略及び計画」が参照可能
- ・ 「令和 6 年度 研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）の実施方針（研究開発型（令和 6 年度当初予算））」（令和 6 年 6 月 20 日 ガバニングボード決定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/240620/siryo4.pdf>
- ・ 「令和 6 年度 研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）の実施方針（システム改革型（令和 5 年度補正予算（標準活用））」（令和 6 年 6 月 20 日 ガバニングボード決定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/240620/siryo5.pdf>
- ・ 「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）サーキュラーエコノミーシステムの構築 社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」
https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_3/keikaku/circulareconomy.pdf

目次

I. 研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラムについて	1
1. 概要	1
2. 本事業の推進体制	1
II. 公募の対象となる BRIDGE 施策・テーマ	2
1. 施策1「金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業」	2
2. 施策2「ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業」	4
3. 施策3「バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化」	7
III. 募集に関する主要事項	10
1. 応募資格（提案者の要件）	10
2. 応募に当たっての留意点	11
3. 研究開発プロジェクトに係る情報等の取扱い	13
4. 採択後の留意事項	14
5. 知財に関する事項	15
6. 募集テーマの期間・規模等について	15
7. マッチングファンドについて	20
8. 研究開発プロジェクトの選定	21
9. 委託研究契約	22
10. 採択後の評価に係る事項	22
11. 研究開発成果	22
12. 備品の所有権	23
13. 応募の手続き	23
14. その他	24
15. 問い合わせ先	24
16. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について	25
別添1	28
応募書類について	28
（様式1）研究開発プロジェクト応募書	29
（様式2）研究開発プロジェクトの概要	31
（様式3）研究開発プロジェクトの内容	32
（様式4）研究開発体制	33
（様式5）各研究機関における研究開発チームの構成	34
（様式6）研究者の経歴等	36
（様式7）研究開発総括表	37
（様式8）研究開発予算内訳	38
（様式9）研究費の応募・受入等の状況	41
（様式10-1）研究開発プロジェクトに関する特許関連情報①	43
（様式10-2）研究開発プロジェクトに関する特許関連情報②	45
（様式11）参考文献	46
（様式12）用語の説明	47
（様式13）応募チェックシート	48
（様式A）研究開発資金出資予定表	50
別添2	51
面接審査のプレゼンテーション資料作成要領	51

【用語・略称】

用語・略称	説明
戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)	省庁連携・産学官連携により、分野や業界の枠を超えて、基礎研究から社会実装まで見据えた革新的技術の研究開発を一気通貫で推進するプログラム (Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program)
研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム (BRIDGE)	各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化につなげるための「重点課題」を設定し、官民研究開発投資拡大が見込まれる領域における各省庁の施策の実施・加速等、研究開発だけでなく社会課題解決等に向けた取組を推進するプログラム (programs for Bridging the gap between R&d and the Ideal society (society 5.0) and Generating Economic and social value)
基本方針	科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針
運用指針	研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム運用指針
研究開発責任者	ERCA と委託研究契約を締結する機関に所属する研究者。コンソーシアムを組んで受託する場合にはその代表の研究者
ガバニングボード (G B)	総合科学技術・イノベーション会議 (CSTI) の下に、SIP 及び BRIDGE を一体的・機動的に推進するため、CSTI 有識者議員を構成員とするガバニングボード
プログラム統括チーム	ガバニングボードが策定する運用指針等及び毎年度の実施方針に基づき、プログラムディレクターを統括し、SIP 及び BRIDGE の課題等を総合的に推進するために置かれる、プログラム統括、プログラム統括補佐及びプログラム統括委員で構成されるチーム
P D	対象施策ごとに環境省に置かれるプログラムディレクター
担当課室	本事業に関連する施策を担当する環境省の各部局／課室
BRIDGE 評価委員会	ガバニングボードによる評価を効果的かつ効率的に進めるため、ガバニングボードの下に設置される、CSTI 有識者議員、プログラム統括チームその他の有識者で構成される評価委員会

I. 研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラムについて

1. 概要

「研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（以下「BRIDGE」という。）」は、「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針」（平成 29 年 5 月 29 日ガバニングボード決定）に基づき、各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化（SIP や各省庁の研究開発等の施策で開発された革新技術等を社会課題解決や新事業創出、ひいては、我が国が目指す将来像（Society 5.0）に橋渡しするための取組をいう。）につなげるため、官民研究開発投資拡大が見込まれる領域における各省庁の施策の実施・加速等、研究開発だけでなく社会課題解決等に向けた取組を推進するプログラムとして実施されています。

BRIDGE 施策 1 「金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業」、施策 2 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業」及び施策 3 「バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化」（以下まとめて「本事業」という。）は、「令和 6 年度 研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）の実施方針」（令和 6 年 6 月 20 日ガバニングボード決定）（施策 1）及び「令和 6 年度研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）システム改革型（標準活用加速化支援事業）実施方針」（令和 6 年 6 月 20 日ガバニングボード決定）（施策 2、3）において、それぞれ対象施策に選定されました。

本事業は、SIP 第 3 期課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」（以下「SIP-CE」という。）と密接な関係にある取組であるとともに、更に政府全体の科学技術・イノベーション政策の方向性も踏まえて実施するものであります。したがって、本事業については、SIP-CE とのシナジーを発揮することや、関係者の連携、多様なステークホルダーから実施する「総合知」を意識したプロジェクトを志向するもの、省庁横断的な提案について求めるものです。

2. 本事業の推進体制

○PD（プログラムディレクター）

PDは、環境省が対象施策に関連する施策（以下「関連施策」という。）を担当する部局／課室（以下、「担当課室」という。）の管理職、関連施策の有識者その他の関係者を任命します。

PDは、施策全体の研究開発等の計画の策定・改定、対象とする事業の予算配分、明確な研究開発等の目標、マイルストーンの設定ときめ細やかな進捗管理・事業支援、機動的な研究開発等計画変更、フォローアップ、毎年度の評価の実施とその予算配分及び各省庁の関連施策への反映、産業界と大学等が一体的に推進する産学官の連携体制の構築等 SIP 型マネジメント¹を実施します。

○独立行政法人環境再生保全機構

環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）は、PDと連携し、当該課題を推進する研究開発責任者（ERCA から研究を受託する組織）の公募、委託研究契約等の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理、自己点検結果の報告、広報活動等、その他研究開発の推進に当たって必要な調整を行います。

¹ SIP 型マネジメント

< 必須要件 >

- ① 施策ごとに各省庁がプログラムディレクター（PD）を置き、PDに全体の研究開発等計画の策定・変更、予算配分等の権限を集中
- ② 明確な研究開発目標、マイルストーンの設定ときめ細かな進捗管理、機動的な研究開発等計画変更
- ③ 毎年度の評価の実施とそれを反映させた予算配分
- ④ 産業界と大学等が一体的に推進する産学官連携体制を構築

II. 公募の対象となる BRIDGE 施策・テーマ

本公募では、令和 6 年 6 月 20 日開催のガバニングボードで承認された、BRIDGE 施策 1「金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業」、施策 2「ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業」及び施策 3「バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化」における研究開発テーマを実施していただく研究開発責任者を公募します。

本公募要領では、本公募に必要な項目・内容（テーマの内容・目標等）を説明しております。また、施策 1 については、施策全体の研究開発等の計画（以下「研究開発等計画」という。）が下記 Web サイトよりご参照いただけますので、内容をよくご確認の上、ご応募ください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/bridge/saitaku_r6.html

1. 施策 1「金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業」

（1）背景・目的

カーボンニュートラル（CN）、ネイチャーポジティブ（NP）やサーキュラーエコノミー（CE）を志向して、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）や TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等によりサプライチェーンにおける様々な環境負荷の削減努力とその開示が求められている。TNFD は 2023 年 9 月に開示枠組みが公表され、2024 年には早期開示を行う企業名（アーリーアダプター）も公表されるなど、今後さらに自然関連の財務情報開示の取組が進むことが見込まれている。

また、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は 2023 年 6 月に「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」（IFRS S1 号）及び「気候関連開示」（IFRS S2 号）を公表し、次なる基準（IFRS S3）のテーマの決定に向け、2024 年 4 月に「自然資本」「人的資本」に関連するリスク・機会の開示に関する調査プロジェクトを始めることを発表した。

2022 年に実施された生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD COP15）のサイドイベントにおいては、ISSB のエマニュエル・ファベール議長が、ISSB が気候変動とともに自然と人的資本の開示枠組みに取り組むことを明言し、TNFD の枠組みをベースに基準を検討すると明かした。

このような流れを受け、我が国からも、国際的に認められた手法によって、国内の各企業が自然関連の情報開示を容易に実施でき、自社の対策手法の優位性のアピールにつながる事が重要である。

そこで、本施策では、国際標準化を前提として、これまで国内の研究機関（国立研究開発法人等）において戦略的に開発されてきた企業の環境影響評価の指標（例：「LIME3」）を踏まえて、グローバル・バリューチェーンの観点から自然資本・生物多様性に注目した環境影響を定量的に評価するための方法論「ネイチャーフットプリント」を開発することを募集する。

さらに事業の趣旨を踏まえて、開発した「ネイチャーフットプリント」を用いて、金融/投資機関が投資先企業や個別のプロジェクトを対象に評価を行い、取組の優劣について比較可能なものとするための実証試験も併せて実施する。その際には、セクター別に先進的な企業が開発した「ネイチャーフットプリント」を用いて開示を試行し、その成果も踏まえてガイダンス作成や、更なる民間投資喚起を実施する。

加えて、開発した指標/ツールの国際標準化を目指すために、TNFD 事務局と共同研究等を通じて連携を図る。

本施策は、ESG 投資を日本に引き寄せるためのネイチャーフットプリントの開発及び金融/投資機関等と、セクター別の代表的な投資先企業の協働によって自然関連情報開示のコスト低下、企業価値上昇につなげるための、国際標準の提案と社会実装に取り組む事業とする。

また、欧州が中心となって進めているルール形成（2026 年以降順次反映）に対抗しうるため、国産指標/ツールの整備と国際提案を視野に入れ、まずは 1 年強で国内の環境整備しつつ、国際標準に必要な種々の活動を環境省等の施策と連携しながら進めること。

なお、本施策において、「社会実装」とは、開発したツールを活用して、各種ソリューション提供企業が自社価値向上へ活用するとともに、各企業が情報開示に活用することを意味する。

(2) 実施内容

(2-1) テーマ1「LIME をベースとしたネイチャーフットプリントの開発」

【必須要件：以下の内容を含むものを開発すること】

- ・企業の自然への負荷となる要因（気候変動、大気汚染、水資源消費、土地利用、森林資源消費、環境汚染、資源枯渇等）のインベントリを入力することで、最終的に金額換算でその企業の自然資本への負荷量を算定できるようなアルゴリズム（ネイチャーフットプリント）を開発すること。
- ・そのフットプリントの開発においては後述するテーマ2と連携することで、順次改良をすること。また、テーマ2と連携しながら、企業向けの活用ガイダンスも併せて整備すること。
- ・開発したツールがいわゆるガラパゴス化しないために、国際標準に関する取組を開発の早期段階から実施すること。その際には環境省や関連する政府の施策と連携しながら実施すること。この場合の国際標準化は ISO だけでなく、デファクトスタンダードも含み、例えば有力な国際会議（例：生物多様性条約締約国会議（CBD COP）や国連の関連のイニシアティブ等）に対して、省庁と連携して戦略的に発信することも取組として認める。
- ・既存の LCA 計算ソフトに開発したネイチャーフットプリントが組み込まれるように、提案者の中にはソフト会社も提案者に含んで提案すること。
- ・国際標準の場の1つとして TNFD を想定している。TNFD の各種評価方法の議論に参加している有識者をメンバーに含み、議論の場で発信（計 10 回程度（2 回×5 か月））する等、連携しながら進めること。
※別途、環境省より TNFD 事務局に対して共同研究を実施するための経済協力機構等拠出金を拠出予定であり、そのような取組とも連携して実施する。
- ・テーマ2と連携しながら、ネイチャーフットプリントについてのデータ更新や企業向けの利用環境整備に関する事項（ビジネスモデル）について検討をして、一定の仮説を得ること。

【加点要件：以下の内容があると望ましいもの】

- ・開発をするフットプリントは、生態系の質(生物多様性)と量(生態系サービス)の双方について注目し、両者を統合して評価できるものであること。
- ・企業からのニーズをヒアリングする等して実践的なものであり、各企業の経営戦略において KPI になる有用性の高いツールにしていく計画であることが具体的に記載されていること。
- ・国際標準化に対しての取組が具体的に記載されていること。例えば、ターゲットとすると国際標準の場に対して発信をする回数や、標準化において重要な人物・機関を特定し、そこでの共同作業に関する記載があることが望ましい。
- ・国内の多様なステークホルダー（2つ以上の国立研究開発法人や大学等の研究機関、企業等）が組んで提案すること。
- ・SIP-CE において取り組んでいる自然資本への負荷に関する取組や環境省を含む政府全体の科学技術・イノベーション政策とも連携・整合しながら進めること。（テーマ2においても加点要件とする。）

(2-2) テーマ2「ネイチャーフットプリントを用いた金融/投資機関における活用のための実証事業」

【必須要件：以下の内容を含むものを開発すること】

- ・テーマ1で開発するネイチャーフットプリントと共同して、1年目に5社以上、2年目に15社以上の製造事業者からインベントリデータの提供を受けながら「ネイチャーフットプリント」を用いた自然資本への負荷の資産や情報開示を試行する。
- ・また、本事業の事業期間全体を通じて、受託者以外の製造業者20社以上（目標として、1年目に5社以上、2年目に15社以上）と本事業のフットプリントを用いる共同研究を進める。（本事業を通じた民間投資誘発の観点）

【加点要件：以下の内容があると望ましいもの】

- ・国内の多様なステークホルダー（2つ以上の金融機関、民間金融機関だけでなく政府系銀行機関等）が組んで提案すること。

2. 施策2「ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業」

(1) 背景・目的

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において、ネイチャーポジティブの考え方が国際合意されたことによって、エネルギー課題（カーボンニュートラル）に続いて土地の利用の在り方や天然資源の適正な調達の在り方等について、2030年のターゲットイヤーに向かって、各国・地域から積極的な国際ルールメイキングが進むことが予見される。各国は環境政策としての側面と自国の繁栄の観点において、他の政策領域についても意識しながら環境対策に関するルールメイキングをしていくことが想定され、カーボンニュートラルにおけるルールメイキングの過程と似たような道筋をたどりつつも、より早い速度で社会変革が生じることもありえる。

また、国際的な個別の動向に目を向けると、すでにEUではCSRD（企業サステナビリティ報告指令）により、EU域内でのビジネスにおいて環境対策をビルトインさせる政策を実行しており、我が国の企業もこれらの影響を受ける。CSRDの中には、自然資本に対する産業活動の負荷もスコープに入っており、企業にとって重要なテーマとなる。

このようなことを背景として、知的財産推進計画2024（令和6年6月4日知的財産戦略本部決定）において、「経済安全保障、環境ルール、先端技術等、我が国の産業・社会等へのインパクトが大きい等の観点から、戦略的に国際標準の活用を推進する代表的な領域（戦略領域）等を設定し、有識者が国際標準戦略を推進する」と記載されて、重要な領域として位置づけられた。

ルールメイキングと市場創造はセットで考えるべき話であり、各国ともその戦略を見据えている。一般論として、市場が顕在化してからルールメイキングに取り組むことは困難であり、ルールメイキングが始まった段階で顕在化していない市場について、将来をバックキャストして積極的に議論することが必要である。

貿易や土地利用に関するルールメイキングに当たっては、純粋な環境政策の観点に絞ることなく、いわゆる経済的手法の観点を中心に組み込んで、ビジネス界と連携する等、産官学を含めた幅広い主体が参加することが重要である。併せて、ネイチャーポジティブの領域は気候変動対策、化学物質管理や資源循環のすべてを包含しており、多岐にわたることからその対象は広範囲である。したがって、より喫緊性・社会インパクトの大きい、優先度の高い領域について、見定める必要があり、幅広く公募する。

そこで、本施策では、今後生じうる、ネイチャーポジティブに関わるルールメイキング・市場創造に対応するための準備として、様々な産業セクターや環境媒体（例：大気・淡水・海水・陸域等）において、幅広い関係者による議論の場（WG）を形成し、今後のネイチャーポジティブによる市場創造の道筋を描くための検討を実施していただき、ネイチャーポジティブ経済への移行に向けたファーストペンギンを形成することを狙いとする。

議論すべき内容については当該領域ごとに重視すべき力点が異なるため、各自の創意工夫に基づく提案を求めるが、概ね下記のものを想定している。【以下、議論における重要テーマ】

- ・当該領域における国際的なルールメイキングに関する動向の現状把握や将来分析を行った上で、実効性があり、実利を得られる基本スタンス（負けないためのポジショニングを含む）
- ・国内外のキープレイヤーに関するエコシステムの把握

- ・我が国がネイチャーポジティブを踏まえた新しい市場の獲得の観点で優位な技術分野の仮説の設定及びその技術で市場を創造するための有効なアプローチ（官民における取組、ファイナンス手段等）
- ・国内における SIP/BRIDGE、各種国研における取組、各省における戦略的研究開発等の成果が確実に社会実装されるため、ネイチャーポジティブという考え方がどのように機能するか等

この検討に当たり、ルールメイキングにおける人材の育成や産学官の連携の在り方といった基盤的施策について議論を横断的に実施する「横断・基盤WG」と、各産業セクターや環境媒体などに着眼した「個別WG」を設定する。

「横断・基盤WG」における検討ミッションは以下のとおりである

- ・環境政策に加えて経済的手法の観点からルールメイキングに貢献できる国内人材の育成に向けて必要なエコシステムの設計や企業、大学、政府機関等あらゆる主体の連携の在り方について議論し、具体的実行性のある絵姿を提案すること。その際には「個別WG」での議論を十分に踏まえて、それらの分析も実施すること。

そして、具体的な想定される「個別WG」の事例としては、TNFD における評価媒体（バイオーム）である、「土地、淡水、海洋、大気」等の分類や政府における重要政策（スタートアップ施策、経済安全保障のためのサプライチェーン強化等）を参考にした場合に、以下のようなものを想定しているが、公募に当たってはこれらに限定する必要はなく、日本として対応が必要なあらゆるセクターを対象として、その中で重要性・喫緊性の高いものを採択する。

- ・TNFD の情報開示や、CSRD において評価対象となる企業の水利用に着眼した取組。水利用産業や研究機関や関係組織等が連携し、国土における渇水リスク評価（水不足評価）に着眼して、日本の国土に対する評価が、日本の各種企業のサプライチェーンへ与える影響を考慮して、ルール形成に際して日本が立ち回るべきポジションや必要な科学技術領域の特定、金融メカニズムの在り方についての議論
- ・大気における汚染に着眼した取組。我が国における大気汚染リスク指標等に着眼して、それが日本の種々の産業への与える影響を考慮して、ルール形成に際して日本が立ち回るべきポジションや必要な科学技術領域の特定をする。特に窒素汚染に関しては国際議論が進んでおり、大気への反応性窒素の放出等はルール形成と密接に関わると想定される。
- ・林業/木材業界や研究機関や関係組織等が連携し、林業/林産業に着眼して、ネイチャーポジティブによって当該産業が受ける影響、日本が立ち回るべきポジションや必要な科学技術領域の特定、金融メカニズムの在り方等についての議論
- ・農業関係団体や研究機関や関係組織等が連携し、農業に着眼して、ネイチャーポジティブや持続性が求められる世界的なトレンドの中で、近い気候を有し同志国であるアジア地域と一体で、どのような農業（土地利用）が望ましいか打ち出す検討や必要な科学技術領域の特定、金融メカニズムの在り方等についての議論
- ・水産業界や研究機関や関係組織等が連携し、漁業に着眼して、世界的な持続可能な漁業に向かう中でネイチャーポジティブが与える影響や日本が立ち回るべきポジションや、必要な科学技術領域の特定、金融メカニズムの在り方等についての議論
- ・カーボンニュートラルによってクライメートテックと呼ばれるメガベンチャーが生じたように、ネイチャーポジティブによって生じるベンチャー企業についてバックキャストしつつ、どのような市場に対してネイチャーベンチャー企業が参入すべきか等の技術とスタートアップセクターという観点に着眼した議論

- ・ネイチャーポジティブを実現していくうえでは、観測技術のニーズが増すとともに重要となる。環境 DNA やリモートセンシング等の観測技術に特化したうえで、日本の有する技術やビジネスモデルがグローバルな市場を狙えるかという点について議論

等

(2) 実施内容

(横断・基盤WG) ※1 件程度を採択想定。

【必須要件：以下の内容を含む提案とすること】

- ・概ね2030年の社会像からバックキャスティングをして、それまでに実施すべきルール形成人材の育成等のネイチャーポジティブ経済を実行するうえでの基盤的な取組に関連して、戦略的な取組についての提案の概要（速報版）を令和7年2月中旬までにまとめること。
※事業実施期間は令和7年3月31日までを予定しているが、上記については令和7年2月中旬に提案すること。
- ・市場創造を目的としており、企業を必ず含めたコンソーシアムとして提案すること。
- ・ネイチャーポジティブ経済移行によって影響を受ける産業分野において、今後起こりうる市場構造の変革に対応するための戦略について【議論における重要テーマ】を踏まえて、具体的に描かれていること。また、複数の産業分野に影響のある論点の検討をすること
- ・横断的な戦略検討WGを提案し採択された者は、その他に別途採択された各領域のWGと連携すること。また、SIP-CEを所管するERCAと連携すること。

【加点要件：以下の内容があると望ましいもの】

- ・国内の多様なステークホルダーが組んで提案すること。具体的には、事業会社、金融、大学、地方公共団体等から少なくとも3以上の属性の組織がコンソーシアムを形成していること。
- ・環境省を含む政府全体の科学技術・イノベーション政策におけるネイチャーポジティブに関連した制度・技術開発等や、政府全体の重要政策（経済安全保障のためのサプライチェーン強靱化等、DX/GX等）とも整合しながら、俯瞰的な視点で進めることができる体制が記載された提案であること。
- ・提案者の中に国際機関におけるルールメイキングに携わる能力のある人材を有していること。

(個別対応の領域のWG) ※2-4 件程度を採択予定

【必須要件：以下の内容を含む提案とすること】

- ・提案領域について、概ね2030年の社会像からバックキャスティングをして、それまでに実施すべきルールメイキングや市場創造に資する戦略的な取組についての提案の概要（速報版）を2月中旬までにまとめること。
※事業実施期間は令和7年3月31日までを予定しているが、上記については令和7年2月中旬に提案すること。
- ・市場創造を目的としており、企業を必ず含めたコンソーシアムとして提案すること。
- ・ネイチャーポジティブ経済移行によって影響を受ける産業分野において、今後起こりうる市場構造の変革に対応するための戦略について【議論における重要テーマ】を踏まえて、具体的に描かれていること。
- ・横断的な戦略検討WGやSIP-CEを所管するERCAと連携すること。

【加点要件：以下の内容があると望ましいもの】

- ・市場創造の観点から代表者は企業等のビジネスセクターであることが望ましい。
- ・国内の多様なステークホルダーが組んで提案すること。具体的には、事業会社、金融、大学、地方公共団体等から少なくとも3以上の属性の組織がコンソーシアムを形成していること。
- ・現在取り組まれているSIP及びBRIDGEにおける事業や環境省を含む政府全体の科学技術・イノベーション政策におけるネイチャーポジティブに関連した制度・技術開発等とも連携・整合しながら進めることが記載された提案であること。

(例：SIP3 期における「スマート防災ネットワークの構築」における水関連の取組や「サーキュラーエコノミーシステムの構築」における取組等を想定)

3. 施策3「バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化」

(1) 背景・目的

近年、企業の環境に関する取組（気候変動、ネイチャーポジティブ、資源循環等）が拡大し、投資家や消費者の関心も高まる中で、企業価値や国際的な競争力を確保する観点から適切な情報開示や目標設定を行う重要性が高まりつつある。

国際的な資源循環分野の情報開示や目標設定に関しては、2023 年の G 7 サミットにおいて日本主導で作成・承認された「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」の中に、循環性指標に基づくバリューチェーンレベルのモニタリングと企業レベルでの循環性に関する情報開示が盛り込まれた。さらに 2024 年のイタリア議長国下における G 7 気候・エネルギー・環境大臣会合でも、民間セクターによる CEREP の実施を促進するための環境を整備するため、比較可能な指標や情報開示スキーム等の提供を行うことがコミニケで合意され、世界的にも本分野の情報開示やルール形成の重要性が高まっている。また、WBCSD や ISO において、循環経済の指標や評価に関するルールが提案されており、一部のグローバル企業が既にこうした指標等を活用し情報開示や目標設定を行っており、また、グローバル企業では循環経済を製品等の競争力強化に活用している事例も見られる。

また、EU は容器包装やバッテリー等のバリューチェーンレベルの規制に加え、企業の情報開示（企業サステナビリティ報告指令（CSRD））等のルールを次々と提案・導入し、循環経済のルール形成を通じた域内競争力・経済安全保障を強化している。これらは、EU 域内で活動する日本企業にとどまらず、日本市場を含めた日本企業のグローバルな競争力に影響を及ぼし得る。また、循環経済の取組は資源調達から廃棄まで国境を越えて行われることから、循環経済の国際ルール形成を主導することは、環境負荷削減だけでなく、グローバルな競争力強化の観点から極めて重要となっている。

一方、循環性を評価する指標やフレームワークに関し国際的に確立されたルールはなく、現状、グローバル企業を中心とした個社独自の目標設定や情報開示が行われている。本施策では、世界に先駆けて資源循環分野の指標、評価、情報開示に関する国際標準化やルール形成を日本が積極的にリードすることで、日本の国際的な競争力を維持・強化することを目的とする。

(2) 実施内容

下記業務を実施する。なお、本施策の推進に当たっては、本事業の施策1「金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業」の取組と適宜連携して実施することとする。

① 資源循環・循環経済分野の指標や情報開示に関する国際動向の調査

特に EU をはじめとする諸外国における資源循環・循環経済分野の規制（対象となる物質・製品及びそれらの指標）や情報開示基準、国際的に活用されている指標等に関する最新の国際動向に関し、日本企業の国際的な競争力強化に資する国際標準化の推進を念頭に、文献調査や海外調査、有識者や関係機関へのインタビュー調査等を実施する。

具体的には、各国における規制対象、情報開示枠組みや制度、国際的な循環経済の指標や情報開示に関する現状及び動向（WBCSD の Circular Transition Indicators、ISO 規格、EU の ESRS（CSRD）、GRI、ISSB（IFRS）等）を体系的に整理し、日本企業の強み、弱み、現状の見通し等を把握するために必要な情報を提供する。

② 資源循環・循環経済分野の国際標準化を進める上での戦略策定

上記国際動向調査を踏まえ、日本が効果的に当該分野の指標、評価、情報開示に関する国際標準化を進めていくための戦略を策定する。戦略の策定に当たっては、以下の観点も考慮する。

- ✓ 日本のマクロレベルの資源利用、循環経済に関する計画、経済安全保障戦略
- ✓ プライオリティの高い産業（セクター）、バリューチェーン等の特定

- ✓ 産業、バリューチェーンの特徴と優位性等を踏まえた国際競争力の強化のシナリオ
- ③ 全セクター共通の循環性指標の特定及び企業レベルの情報開示スキームの開発
- ✓ 企業の製品や事業における資源循環や循環経済の取組を図る指標（以下「循環性指標」という。）について、ISSB（気候変動等他の領域を含む）、WBCSD の CTI や ISO/TC323 の 59020 における指標、さらに現在検討が行われている WBCSD のグローバル循環プロトコルの開発や検討等を踏まえ、セクター共通で使用可能と考えられる指標の候補案を提示し、有識者や主要産業の企業、金融機関にヒアリングを行い、全セクター共通の循環性指標を特定する。また、指標の定義、算定の方法論やスコープ等について検討する。
 - ✓ 上記で特定した循環性指標を用いて企業が資源効率と循環性に関する進捗状況を比較可能な形で測定、評価、報告するフレームワーク（以下「情報開示スキーム」という。）の草案を作成する。
 - ✓ 指標や情報開示スキームの開発に当たっては、環境省担当官との協議の上、有識者、企業、金融機関へのヒアリングや検討会の参加者等との調整等を行うこと。なお、検討に当たり、例えば以下の項目について考慮する。
 - 金融セクターの関心事項及びリスク・機会の特定や評価
 - 製造業に限らず、採掘、サービス、リサイクル等の多様なセクターの指標やフレームワークの検討
 - 情報開示のバウンダリー（バリューチェーンの中での個社単位の開示対象範囲）
 - セクターの内外での比較可能性
 - 重要性の高い物質（例：重要鉱物）等の情報開示
 - 企業内における異なるセクターの事業の情報の統合、セクター別の情報開示
 - 物質・素材等の重量ベースの指標に加え、マネタリーベースの指標
 - 循環性指標に加え、資源効率性に関する指標
 - 指標による気候変動や自然への影響評価の推計可能性
- ④ バリューチェーンレベルの循環性指標と環境負荷削減効果の推計方法の開発
- ✓ 日本の国際的な競争力を確保する上で重要かつ環境インパクトの大きいバリューチェーンを 7～8 種程度特定し、提案する。また、指標開発や運用・試行に協力が可能な企業の候補も併せて特定する。
 - ✓ 環境省担当官と協議の上、上記③の検討も踏まえつつ、特定したバリューチェーンごとに、製品等の特性及び日本企業の優位性を考慮し、現存する（提案されている）循環性指標や情報開示項目・基準も参照しつつ、再生材利用率や軽量化率、耐久性等の循環性指標の開発を行う（バリューチェーンごとに異なるが、一つのバリューチェーンにつき 10 種程度を想定）。また、循環性指標を開発する際は、定義や算定の方法論、スコープも併せて開発する。加えて、日本企業の優位性を反映できているか、指標として計算が可能か、運用可能か等の観点について、バリューチェーンごとに企業や有識者と協議をしつつ草案を作成する。
 - ✓ 上記で開発した循環性指標について、併せて計算方法やバウンダリーを定義し、定量化できるものについては、原単位等を用いて GHG 排出削減量やネイチャーフットプリント等の環境負荷削減の推計方法を策定する。
 - ✓ 指標や推計方法等に関し、企業が次年度以降に実際に運用できるような解説を作成する。また、運用データを収集し、必要に応じ企業にヒアリングを行い、作成した指標・推計方法を改善・改良する。
 - ✓ 上記の開発に当たり、例えば以下の点について考慮する。
 - 日本企業の製品等の優位性
 - 環境負荷削減効果の推計の可能性
 - 指標のバウンダリー
 - 再生産可能資源・バイオマス資源の指標の定義・方法論
 - データの入手可能性、データの入手やデータ管理のコスト
 - 指標に基づく情報の認証の可能性やコスト

- 顧客、投資家等の関心項目
- 企業が開示可能な項目と秘匿的項目の整理
- サプライヤー・リサイクラー等とのデータ連携、開示の責任範囲
- 指標等の計算に必要な情報管理スキームの必要性
- ③の企業レベルの情報開示への将来的な活用の可能性

⑤ 有識者による検討会の開催・運営

上記の業務を円滑かつ効果的に実施するため、方針の確認や業務の実施に当たっての助言、成果物の評価等を行うことを目的とし、マテリアルフロー分析、資源循環、バリューチェーンの環境負荷、ライフサイクルアセスメント、国際標準化、環境（非財務）情報開示等に知見のある有識者や企業関係者を選定し、検討会の開催・運営を行う。なお、検討会は議題に応じて適切な参加者やオブザーバーを招聘するものとする。開催は原則対面（オンラインでの参加も可とする）とし、参加する有識者には謝金・交通費を支給する。また、検討会の運営に当たっては、環境省担当官と調整の上、必要な資料を作成する。

⑥ 説明資料作成

国内外の関係者に成果や検討内容等を説明するため、環境省担当官との協議の上、説明資料を作成する（英語の資料を含む）。

III. 募集に関する主要事項

1. 応募資格（提案者の要件）

応募に当たっては、下記の（１）から（７）までのすべての要件を満たしていることが必要です。また、応募は研究開発責任者から行っていただきます。^{注１}

ただし、同一の研究者が、研究開発責任者として、複数の応募を行うことはできません。

なお、この公募要領での用語の定義は以下のとおりです。

- ・「研究開発プロジェクト」とは、提案する研究開発内容をいいます。
- ・「研究代表機関」とは、一つの研究開発プロジェクトを単独の研究機関の研究者により実施する場合にあってはその研究機関を、一つの研究開発プロジェクトを複数の研究機関の研究者により実施する場合にあっては研究開発プロジェクトの中心となる研究機関をいいます。
- ・「研究開発責任者」とは、研究代表機関に所属する研究代表者をいいます。^{注２}
- ・「共同実施機関」とは、一つの研究開発プロジェクトを複数の研究機関の研究者により実施する場合において、研究代表機関以外の研究を実施する研究機関をいいます。
- ・「研究分担代表者」とは、共同実施機関に所属する研究代表者をいいます。^{注２}
- ・「共同研究者」とは、研究開発責任者及び研究分担代表者以外に本委託研究を共同して行う研究者をいいます。^{注２}

- （１）研究代表機関及び共同実施機関は、研究開発を実施している機関であり、原則日本国内の大学等（大学、大学共同利用機関及び高等専門学校をいう。以下同じ。）、独立行政法人、国立研究開発法人、特定研究開発法人、特殊法人、特別認可法人、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、企業等であること。
- （２）研究代表機関及び共同実施機関並びに研究開発責任者、研究分担代表者及び共同研究者が、本研究開発プロジェクトを適切に実施する能力を有すること。
- （３）研究開発責任者が、担当する研究を、研究期間を通じて責任を持って遂行し、研究に専念できる者であること。（研究開発責任者は研究期間中に定年等による当該研究の継続が困難な場合、長期の海外出張等により直接の研究活動への参加が困難な場合等により研究プロジェクトの遂行に支障の生じないこと。）
- （４）研究代表機関及び共同実施機関が、「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 29 年 7 月 14 日改正 環境省）、及び研究活動における不正行為及び管理・監査等に関して公的研究費の管理・監査等に関する関係府省の指針とガイドラインに基づき、体制の整備その他必要な措置を講じること。^{注３}
- （５）研究開発責任者及び研究分担代表者は、府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）を利用するために必要な「システム利用に当たっての事前準備」を済ませていること。^{注４}
- （６）研究開発責任者、研究分担代表者、共同研究者及びその他本研究開発プロジェクトに直接参加する研究者は、本研究開発プロジェクトの研究成果について、求めに応じて ERCA を経由して PD、内閣府、評価委員会に適切に開示することに同意していること。
- （７）提案する研究開発プロジェクト「〇〇〇〇〇の研究開発」の委託研究契約に際して、ERCA より提示された委託研究契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がないこと。

注 1) 一つの研究開発プロジェクトを複数の研究機関の研究者により実施する場合、研究開発プロジェクトの中心となる研究機関を決めていただくとともに、各研究機関の研究分担代表者を

決めていただきます。この場合、安易に研究機関数を増やさないう、研究体制の構成に留意してください。

注2) 研究機関に所属している立場にない方は、研究開発責任者、研究分担代表者又は共同研究者として、研究に参加することはできません。

注3) 「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「競争的研究資金に係る研究活動の不正行為への対応指針」は、以下のウェブサイトを参照してください。
<https://www.env.go.jp/policy/tech/accusation/index.html>

注4) e-Rad については、「16. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」（25 頁）を参照してください。

2. 応募に当たっての留意点

（1）研究開発プロジェクトの構成等について

研究内容が統一性を欠いている研究開発プロジェクト、過度に多数の研究内容から構成されており実施が困難と考えられる研究開発プロジェクトの提案は認められません。

（2）ABS 指針の遵守について

遺伝資源の取得の機会（Access）とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Benefit-Sharing）は、生物多様性の重要課題の1つで、Access and Benefit-Sharing の頭文字をとってABSと呼ばれています。

「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」は、生物の多様性に関する条約の3つ目の目的（①生物の多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分）に位置づけられており、条約第15条において次のことが規定されています。

- 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を持ち、遺伝資源への取得の機会（アクセス）について定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属する。遺伝資源にアクセスする際は、提供国の国内法令に従う
- 遺伝資源にアクセスする際には、提供国政府による「情報に基づく事前の同意（Prior and informed consent：PIC）」と、提供者との間の「相互に合意する条件（mutually agreed terms：MAT）」の設定が必要

これらのABSに関する基本的なルールが着実に守られるための枠組みとして、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議において、名古屋議定書（正式名称：生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書）が採択され、日本は、平成29年5月22日に名古屋議定書を締結、8月20日発効しました。海外の遺伝資源を利用する場合には、これらのABSに関する国際ルールや、遺伝資源提供国の法令を遵守することが必要です。

また、名古屋議定書に対応した国内措置として、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省の共同告示。以下、「ABS指針」）が平成29年8月20日に施行されており、研究実施に当たっては本指針の遵守をお願いします。

ABSの詳細については下記をご確認ください。

環境省：ABSウェブサイト <http://abs.env.go.jp/index.html>

（3）不正行為等に対する措置

国または独立行政法人が所管する競争的研究費制度又は競争的研究費制度以外の事業において研究開発活動の不正行為、研究費の不正使用及び不正受給を行った研究者又はそれらに共謀した

研究者については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。令和 3 年 12 月 17 日改正）に基づき、研究開発プロジェクトの不採択若しくは打ち切り、委託研究費の減額配分若しくは返還請求又は本事業への応募資格の制限を行うことがあります。

また、他の機関の競争的研究費担当部局に不正行為、不正使用及び不正受給の概要等（不正行為、不正使用、不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究開発プロジェクト名、予算額、研究年度、不正の内容、講じた措置の内容等）についての情報提供を行うことがあるとともに、その概要等を公表することがあります。

（４）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

本事業への応募に当たって、他の競争的研究費の受給状況等（競争的研究費制度名、研究プロジェクト名、実施期間、要求額、エフォート等）を応募書類に記載していただきます。

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。令和 3 年 12 月 17 日改正）に基づき、競争的研究費の不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、研究開発プロジェクトの不採択若しくは打ち切り又は委託研究費の減額配分を行うことがあります。

また、不合理な重複及び過度の集中の排除を目的として、応募書類に記載された情報等を、他の機関の競争的研究費担当部局に情報提供することがあります。

なお、他の競争的研究費制度に応募した内容と重複又は一部重複した内容について、本事業へ応募することは問題となりません^{注 1}が、他の競争的研究費制度で採択され、かつ、本事業でも採択されることとなった場合、研究内容の重複は認められませんので、他の競争的研究費制度において、本事業と同一内容の研究開発プロジェクトが採択された場合は、速やかに、ERCA（「15. 問い合わせ先」（24 頁）参照）を経由して PD へ報告し、いずれかの研究プロジェクトを辞退する等の適切な措置を講じてください。

注 1）他の競争的研究費制度において重複した応募が認められるかどうかについては、当該制度にお問い合わせください。

（５）利益相反の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、研究開発プロジェクトに関わる研究者の利益相反状態を適切に管理するとともに、適宜その報告を行っていただきます。

研究機関等が本事業の研究開発において、研究開発責任者、研究分担代表者等の利益相反を適切に管理していないと GB、PD 等が判断した場合、PD は、研究機関に対し、改善の指導を行い、研究機関において適切な対応内容及び迅速にその対応が実施されたこと等の報告がなされなかった場合、PD 等がその報告内容が実施されたことを確認できなかった場合等には、委託研究費の提供の打ち切り、研究機関に対して既に交付した委託研究費の一部又は全部の返還等の対応を図ります。

（６）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流失し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が本委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、所属の研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制^{*}が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、

研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、委託研究費の配分の停止や、委託研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）があります。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等ウェブサイトで安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を参照ください。

○経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/>

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

3. 研究開発プロジェクトに係る情報等の取扱い

（１）プロジェクトの成果等について

研究開発プロジェクトの評価等のため、研究開発プロジェクトの研究計画、研究成果、委託研究費使用実績、その他必要な情報を、ERCA を経由してPD、内閣府及び評価委員会に開示していただく場合がありますが、これら研究上の秘密を、正当な理由なく、他者に漏洩することはありません。

なお、ERCA、PD、内閣府及び評価委員会委員には、守秘義務が課せられています。

（２）研究開発プロジェクトの概要等の公表について

採択された研究開発プロジェクトについては、研究開発責任者名、研究開発プロジェクト名、研究代表機関名等について、ERCA ウェブサイト等により公表することとしています。

なお、研究開発概要については、応募書類の様式2の「1. 研究開発プロジェクトの要旨」欄に記載された内容を公表する場合があるため、当該欄は、公表して差し支えない内容を記載してください。

また、採択された研究開発プロジェクトについては、内閣府や環境省等からの求めに応じて年度評価等に係るご対応を依頼する場合があります、評価結果を公表することがあります。

なお、実施した研究開発の要旨については、公表して差し支えない内容を各研究者に記載していただくとともに、年度評価結果及び最終評価結果等についても、各研究者にご確認をいただいた上で、研究開発上の秘密等に該当するものを除き、公表することとしています。

このほか、研究分担代表者名、共同実施機関名、研究開発プロジェクト（研究分担課題）名、各年度の委託研究費の額など、研究上の秘密等に該当するものを除き、公表することがあります。

（３）個人情報等について

本事業への応募書類に記載された氏名、生年月日、性別等の個人情報は、e-Rad 等を通じて、他の機関の競争的研究費担当部局にも当該情報が提供されます。

また、「２．（３）不正行為等に対する措置」、及び「２．（４）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除」に記載したとおり、これらに関する情報等についても、他の競争的研究費担当部局に提供することがあります。

（４）その他

研究開発プロジェクトの委託研究契約の締結に当たっては、上記（１）から（３）までの情報の取り扱いについて、ご了解いただくことが前提となります。

研究開発成果を適切に報告しないなど、これらの情報の開示等を拒む場合、研究開発プロジェクトの打ち切り又は委託研究費の減額配分を行うことがあります。

４．採択後の留意事項

- ・ 参画者は、「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針^{*1}」並びに「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針^{*1}」を十分に理解した上で、本事業に参加してください。
- ・ 参画者は、「戦略開発等計画」並びに P D 等の意向を踏まえながら、BRIDGE 関係者（関係省庁やその他実施機関を含む）と密に連携・協力した上で本事業を実施してください。
- ・ 参画者は、P D 等と密に連携を取りながら、当該実施内容の方針・本事業からのエグジット戦略・マッチングファンド・データ連携等について検討してください。
- ・ 参画者は、内閣府が実施する施策評価の方針に基づき、自己点検を行うとともに、別途実施する外部有識者による評価等に協力してください。
- ・ 参画者は、内閣府・P D 並びに ERCA 等の BRIDGE 関係者から求めがあった場合、事業開始から事業期間終了後 4 年を経過するまで適切な範囲で追跡調査等に応じてください。
- ・ 参画者は、海外からの不当な影響による、本事業における研究活動や、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念を認識した上で、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保できるよう取り組んでください。
- ・ 参画者は、革新技術を扱うことから法令への適合性について検討が必要であるなど特に関連する法令について把握して、受託元に事前に報告してください。また、実施にあたって、遵守してください。
- ・ 参画者は、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、ERCA に提出し、これに基づきデータの保存・管理・公開を実施してください。研究開発責任者は、研究参加者間で研究データの取扱いについて合意したうえでデータマネジメントプランを作成してください。なお、「研究データ」は研究の過程、あるいは研究の結果として収集・生成される情報等であり、観測データや実験データ、シミュレーションを行った結果得られたデータなどを含みます。また、研究開発責任者は、データマネジメントプラン等において管理対象とした研究データについて、ERCA が定めるメタデータを付与するものとします。
- ・ 参画者は、シンポジウムの開催、ウェブサイトの整備等を通じて本事業全体及び各研究開発プロジェクトの進捗状況や研究開発成果について利用者目線で分かりやすく情報発信するよう努めてください。

^{*1} 内閣府 ウェブサイト (<https://www8.cao.go.jp/cstp/bridge/index.html>)

5. 知財に関する事項

特許権等の研究開発の成果は、産業技術力強化法第17条第2項及びコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条第2項の規定の双方又は、いずれかの規定により、ERCAが受託者から譲り受けることができます。（創出された発明等やその権利状況を遅滞なくERCAに報告することが条件。）また、納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとします。その他の知的財産権の扱いについては、契約書に定めることとします。

産業技術力強化法第17条について、詳細は以下をご参照ください。

○日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/bayh_dole_act.html

6. 募集テーマの期間・規模等について

（1）研究開発期間

研究開発期間は、2024（令和6）年度を初年度とし、施策1及び3については2026年（令和8年）3月31日まで、施策2については2025年（令和7年）3月31日まで^{注1}とします。提案時は、研究開発テーマの予算額及び採択予定数を踏まえ、計画する全期間の目標及び研究開発の内容を記載してください。ただし、毎年度末に次年度以降の研究開発の継続可否を含めた研究開発進捗に関する評価を行いますので、研究開発計画書に記載された研究開発期間が約束されるものではないことをご承知おきください。研究開発開始後、当該研究開発の進捗をPDが評価し、BRIDGE推進委員会の評価等を踏まえ、研究開発期間を変更することがあります。

（2）研究開発費の規模

採択予定件数及び研究開発費（間接経費含む）は以下を予定しています。

施策・テーマ・実施予定期間		予算額	採択 予定数
施策1：金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提としたネイチャーフットプリントの開発と実証事業 【実施予定期間】2026年3月31日まで			
テーマ 1	LIMEをベースとしたネイチャーフットプリントの開発	令和6年度 40百万円程度 令和7年度 50百万円程度(想定)	1
テーマ 2	ネイチャーフットプリントを用いた金融/投資機関における活用のための実証事業	令和6年度 15百万円程度 令和7年度 30百万円程度(想定)	1
施策2：ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業 【実施予定期間】2025年3月31日まで^{注1}			
		1件あたり20～60百万円を想定し、60百万円を上限とする。 ※応募の状況によって金額を精査したうえで採択をする。	3～5件 (うち1件は横串的戦略検討WG)
施策3：バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化 【実施予定期間】2026年3月31日まで			
		令和6年度 91百万円程度 令和7年度 130百万円程度(想定)	1

初年度の研究開発費は、選考・評価委員会での審議等を経てPDが決定します。また、複数年事業において次年度以降の研究開発費は、年度評価の結果や研究開発計画の進捗状況等を踏まえ、年度毎に見直しを行います。

注 1) 次年度以降の研究開発プログラムは現時点で未定ですが、今年度の取組を踏まえてその議論を具体化するようなプログラムの設定に努めていきます。(各WGにおいての分析を踏まえて、喫緊性・優先度の高く、国として取組が必要なものについて精査して、内閣府によるスキームに限らず環境省等の政策企画を通じて、プログラムを検討していきます。)

(3) 研究開発の実施体制

本事業では、実用化に向けて研究開発を加速するため、総合的な研究開発チームを組み、研究開発に取り組んでいただきます。一つの研究開発プロジェクトにおいて複数の研究機関で研究開発を行う場合、研究開発チームは、共同して研究開発を進める研究機関から構成してください。研究代表機関には、研究機関における研究開発だけでなく、研究開発チーム全体に対して指揮及び管理等を行う研究開発責任者（法人の長ではなく、研究代表機関に所属する研究代表者）を選出していただきます。また、共同実施機関は、研究開発責任者の指揮の下、共同実施機関における研究開発の指揮及び管理を行う研究分担代表者を選出してください。共同実施機関には、研究代表機関と異なる他の大学及び企業等が参加することができますが、海外の機関でなければ研究開発実施が困難である場合を除き、原則、国内の機関とします。

研究開発の実施体制については、選考・評価委員会がその必要性や適切性等を厳正に評価します。

採択後、ERCA は研究代表機関と委託研究契約を締結します。共同実施機関との契約は研究代表機関から行ってください。

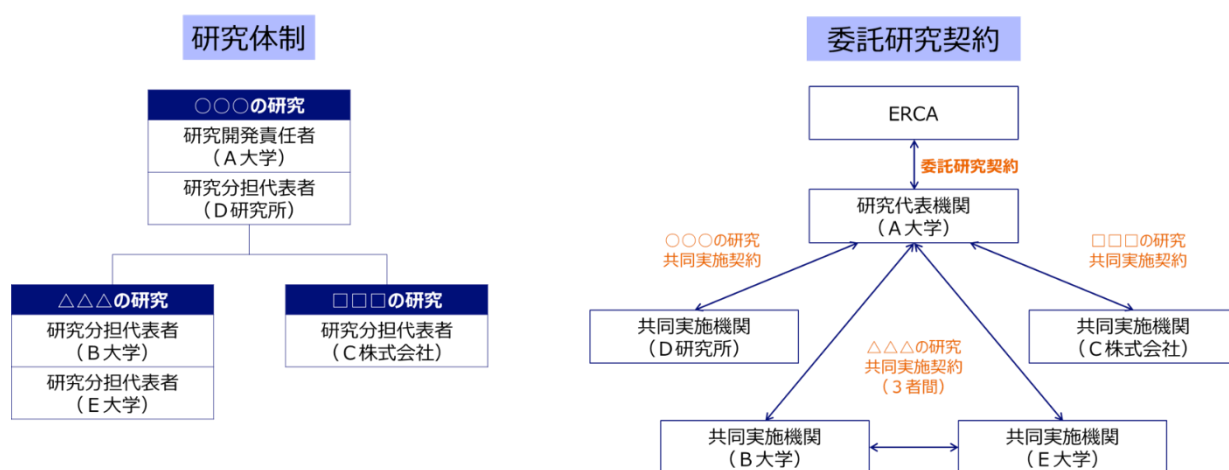


図 1 複数の研究機関が参画する場合の研究体制及び委託研究契約の例 (A大学の研究代表者が研究開発責任者の場合)

(4) 計上できる研究開発費の範囲

研究契約は、ERCA と各研究代表機関との間における委託研究契約です。研究者に対する個人補助ではありません。また、複数の研究機関にまたがった研究体制を構成する場合、研究代表機関が共同実施機関と共同実施契約を締結する必要があり、共同実施機関が使用する研究費を研究代表機関又は別の共同実施機関にまとめて計上することはできません (その逆についても同様)。

委託研究費には、直接経費と間接経費があります。直接経費は当該研究開発の遂行に直接必要な経費であり、間接経費とは、研究開発プロジェクトの実施に伴い研究機関に必要となる管理等に係る経費をいい、直接経費に対する一定比率の額で措置されます。

計上可能な直接経費の区分は表 1 のとおりです。間接経費の用途については、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(令和 3 年 10 月 1 日改正。競争的研究費に関する関係府省連

絡会申し合わせ) 別表 1「間接経費の主な使途の例示」によります。間接経費の上限額は、原則直接経費の 10%に当たる額とします。ただし、別途研究機関が委託研究規定等により定めている率やその他約定した率が、本金額を下回る場合はその率を用いることができます。これ以上(直接経費の 30%以内)の要望がある場合は、応募書類の様式 8 の「研究開発予算内訳」欄外に、間接経費が上限を超える明確な理由をご説明ください。なお、要望に対する可否は、PD 及び ERCA の判断となります。

※経費内訳の記入に当たって

応募の際は、おおよその研究費を記入いただき、研究開発プロジェクトの採択内定後に改めて積算いただいた上で予算額を確定します。

表 1 計上可能な直接経費の区分

※詳細については、事務処理説明書を参照してください。

費 目			解 説
経費	大項目	中項目	
直接経費	物品費	設備備品費	当該業務の目的遂行に必要な【備品】又は【資産】の購入費用。 【備品】…耐用年数1年以上かつ取得価格税抜10万円以上の物品 【資産】…耐用年数1年以上かつ取得価格税抜50万円以上の物品 ※設備備品購入に当たっては、リース等の利用も検討し、研究計画に従った合理的な方法を選択してください。リースする場合は、法定耐用年数等の合理的基準に基づいてリース期間を設定した上で、経費としてはその内、研究期間分のみを計上すること。 ※リース等に係る経費は「その他（諸経費）」に計上すること。
		消耗品費	当該業務の目的遂行に必要な【消耗品】の購入費用。 【消耗品】…試薬・材料・実験用動物等、取得価格税抜10万円未満の物品や、取得価格税抜10万円以上であっても1年の反復使用に耐えない物品 ※他事業の用途と合わせて購入する場合で、他事業分の経費と明確に区分できる場合は、当該事業に係る経費のみ計上可能。
	人件費・謝金	人件費	当該業務に直接従事する研究者（博士研究員（ポスドク）等を含む）を当該研究機関の常勤研究者又は非常勤研究者として雇用するための経費及び賃金（補助作業的に当該事業の一部を担当するアルバイト、派遣社員、技術補佐員及び事務補佐員等を雇用するための経費）をいいます。 ※国立試験研究機関及び国からの交付金により人件費を手当てしている独立行政法人、国立大学法人等は、正規職員の研究者の人件費を計上することはできません。なお、ポスドク等の研究者の人件費については、申告したエフォートが人件費の積算根拠になります。
		謝金	会議出席謝金、講演謝金、原稿執筆謝金及び被験者謝金等、研究への寄与に対する謝金をいいます。 ※研究開発責任者・共同研究者への謝金の計上はできません。
	旅費	旅費	当該業務に直接従事する研究者及び補助作業的に研究等の一部を担当する者の国内又は国外への出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当及び旅行雑費等）をいいます。 ※当該研究に直接関係のない調査・研究に関する旅費は対象外です。 ※航空機の利用クラスは、原則エコノミークラスの往復割引運賃とします。 ※他事業分の出張と同一行程であっても、明確に区分できる場合（往路／復路など、どの事業に係る行程・経費か説明できるもの。）は、当該業務に係る経費のみ計上可能。 ※学生の旅費の支出は対象となる事由に限ります。なお、学生単独での滞在を含む外国旅費の計上はできません。 ※委員等旅費（当該業務の協力を依頼した外部の研究者に支払う旅費）及び外国人招へい旅費（当該業務を実施するに当たり、外国人研究者の協力が必要と認められる場合において、当該外国人の招へいに必要な旅費）も計上を認めます。
	その他	外注費	試験、検査、調査業務、ソフトウェア製作費、業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス等、外注して実施する役務に係る経費をいいます。 ※原則、研究機関毎に直接経費の総額の2分の1を超える額を計上する

費 目			解 説
経費	大項目	中項目	
直接経費 (続き)			ことはできません。また、計上する場合は金額、内容を記載してください。 ※研究代表機関又は共同実施機関が行うべき本質的な業務を外注費で実施することは原則できません。
		印刷製本費	当該業務に直接必要な資料の印刷・製本等に係る経費で、写真代、図面コピー代、発表論文の別刷代及びCD-R等への焼付費用等がこれに該当します。
		会議費	当該業務に直接必要な会議等の開催に係る経費で、会場借料及び飲食代等がこれに該当します(1人当たり飲み物類:150円、弁当:1,500円以下(いずれも税抜))。
		通信運搬費	当該業務に直接必要な物品の運搬やデータの送受信等に係る経費で、郵便料、宅配便代、電話料及びインターネット使用料等がこれに該当します。
		光熱水費	当該業務に直接必要な機械装置等の運転に要した電気、水道及びガス等の経費をいいます。 ※当該業務に使用したことが確実であり、金額内訳が算出可能な場合に限り計上を認めます。
		その他 (諸経費)	上記の各項目以外で、当該業務の実施に直接必要な経費をいい、消費税相当額、物品等のリース・レンタル料、学会参加費、データ・権利等使用料、振込手数料等がこれに該当します。
		留意事項	・委託研究契約は、消費税法上の「役務提供」に該当するため、委託研究費の全額が消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の課税対象となります。 ・委託研究費を物品調達等の課税取引だけでなく、人件費や海外旅費等の不課税取引等に支出する場合、ERCAから受け取る消費税額と、各研究機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各研究機関より納付することになります。 ・このため、直接経費により執行された不課税取引等に係る消費税相当額について、直接経費に計上することができます。ただし、免税事業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。 ・不課税取引等に係る消費税相当額を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その他」に計上してください。 ・なお、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。 ・不課税取引等として以下のような例があげられますが、課税区分判定については研究機関の取扱いに従ってください。 (i) 人件費(うち通勤手当を除く) (ii) 外国旅費・外国人等招聘旅費(うち支度料や国内分の旅費を除く) (iii) その他、国外で消費する経費(国外の学会出席の際、国外に参加費を支払う場合等)

（共通指針別表 1「間接経費の主な使途の例示」）

分類	該当する主な使途の例
管理部門に係る経費	・管理施設・設備の整備、維持及び運営経費 ・管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷など
研究部門に係る経費	・共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 ・当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料） ・特許関連経費 ・研究機器・設備^{（※）}の整備、維持及び運営に係る経費 ※研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場など
その他の関連する事業部門に係る経費	・研究成果展開事業に係る経費 ・広報事業に係る経費 など

（※）上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が研究開発プロジェクトの遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能です。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

ERCA では、研究開発費の柔軟で効率的な執行を研究機関に対して要請するとともに、国費を財源とすることから、一部の項目について委託研究契約書や事務処理説明書等により、一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。詳しくは「事務処理説明書」をご参照ください。

7. マッチングファンドについて

研究開発型 BRIDGE に分類される施策 1 について、研究開発型 BRIDGE では、民間企業から社会実装に向けての貢献を求めており、各年度予算又は総予算額に対するマッチングファンド 25%以上を目標とします。

- マッチングファンドは、民間企業等が自ら負担する、①物品費、②人件費・謝金、③旅費、④その他（当該研究開発を実施するのに必要となる直接的経費）を合算したものをいいます。
- マッチング率 25%とは、施策ごとに、上記マッチングファンドが、国からの委託費の 1 / 3 の額となることを意味します。

施策 2 及び 3 については、システム改革型 BRIDGE に分類されますが、システム改革型 BRIDGE においては、マッチングファンドについて特段問うものではありません。

8. 研究開発プロジェクトの選定

(1) 選定の流れ

応募された研究開発プロジェクトは、次のとおり選考を行います。なお、採択の過程で応募内容の修正等の条件を付けさせていただく場合があります。

① 形式審査

提案が応募の要件を満たしているかについて ERCA が審査します。要件を満たしていない場合は、以降の選考対象外となります。

② 面接審査

選考・評価委員会^{注1}が面接審査を実施し、研究開発責任者候補を選定します。面接審査の説明者は原則として研究開発責任者とし、補足説明者を含めて最大5名までの出席を認めます。なお、日本語での面接を原則とします。また、面接審査は ERCA が指定する Web 会議システムを使用し、原則オンラインで行います。詳細については応募受付締切り後、応募者に連絡します。

③ 研究開発責任者の決定

選考・評価委員会による研究開発責任者候補の選定結果に基づき、研究開発テーマを実施する研究開発責任者を決定いたします。

ERCA は、PD 等の了承・決定を経て、研究開発プロジェクトの契約手続き、必要経費の支払等を行います。

なお、研究開発責任者、その研究分担代表予定者等と利害関係を有する者は、当該研究開発責任者等の審査には参加いたしません。

(2) 応募書類の提出

研究開発プロジェクトの審査は提出された応募書類及び面接に基づいて行います。理由の如何によらず、応募書類の修正・差し替え等はありません。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

また、応募書類は採択・不採択に係る評価以外の目的には使用せず、応募内容について、正当な理由なく、他者に漏洩することはありません。

(3) 審査の観点

応募された研究開発プロジェクトは、下記の5つの観点により、総合的に評価します。

- ① 公募テーマの趣旨に合致していること。
- ② 研究開発プロジェクトの目標が妥当であること。
- ③ 研究開発計画が妥当であること。
- ④ 実用化・事業化への戦略が妥当であること
- ⑤ 研究開発の実施体制、予算、実施規模が妥当であること。

(4) 選定結果の通知

応募された研究開発プロジェクトの審査結果は e-Rad に登録するとともに、研究開発責任者宛てに審査結果通知文書をメールでお送りいたします。

注1)「選考・評価委員会委員名簿」は、研究開発プロジェクトの採択後に研究推進法人のウェブサイト (<https://www.erca.go.jp/erca/sip/index.html>) に掲載します。

9. 委託研究契約

研究課題の採択後、ERCA は、研究開発責任者が所属する研究機関（研究代表機関）との間で研究実施に係る委託契約を締結します。また、研究代表機関と異なる研究機関（共同実施機関）を含む体制である場合、研究代表機関は共同実施機関と共同実施契約を締結する必要があります。

委託契約の締結等に当たっては、採択時の選考・評価委員会等の意見を踏まえ、目標や研究計画等の修正を求める場合があります。申請書に記載した経費内訳についても、委託契約の締結等に当たって ERCA 内にて精査した結果、修正を求める場合があります。

また、締結日に関わらず、委託研究契約等の効力は採択決定日以降の ERCA が指定する日に遡及するものとして、効力の発生以降、研究費を執行することができます。ただし、後日、契約締結に係る ERCA の審査により、既に執行された費用が認められない場合は研究機関の負担となりますので、研究機関の責任において注意して執行してください。なお、本事業において、複数年事業に採択された研究開発プロジェクトは、2 年の複数年契約を原則とし、2 年度目は期末に変更契約を締結し、研究期間内で契約期間を 1 年ずつ延長します。

また、委託研究費の配分額は、応募書類上の申請金額とは必ずしも一致しません。PD と研究機関の双方において契約条件が合致しない場合、委託研究契約を締結できず、本研究開発プロジェクトの実施に至ることができない場合がありますので、ご注意ください。

なお、複数年事業に限り、研究計画に関する諸条件に変更があった場合や天変地異等、当初予想し得なかったやむを得ない事由により、研究計画に変更が生じた場合、ERCA の承認を得ることを条件に委託費の残額を翌年度に繰越すことができます。

現在における最新の委託研究契約書・共同実施契約書の雛形及び事務処理説明書等は下記をご確認ください。なお、契約書の条文変更は原則認められませんので、ご留意願います。

○委託研究契約（事務処理説明書・様式集）

https://www.erca.go.jp/erca/sip/keiyaku/keiyaku_1.html

10. 採択後の評価に係る事項

各施策については年度ごとに評価が実施されますが、研究開発責任者は、PD の自己点検に協力していただきます。

評価に当たっては、PD が、外部有識者等による専門的観点からの対象施策に対する評価（自己点検）を実施し、PD が実施した自己点検結果等を踏まえ、内閣府が設置する BRIDGE 評価委員会により、事業の方向性や進捗等について評価される予定となっております。なお、施策 2 及び 3 については、外部有識者等による評価は実施しない場合があります。

次年度も継続する施策については、ガバニングボードが、BRIDGE 評価委員会での評価を踏まえ、事業全体の配分額・事業期間を含む実施方針を策定します。そのため、当該委員会等での意見を踏まえ、事業の実施内容や期間、予算を含む実施体制は年度ごとに見直しを行います（詳細は「[研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針](#)」（平成 29 年 5 月 29 日ガバニングボード決定）を参照）。

11. 研究開発成果

（1）成果の報告

一つの研究開発プロジェクトを単独の研究機関の研究者により実施する場合、研究開発責任者は、別途定める様式により、次年度継続する施策については毎年度、また、すべての施策について研究開発終了時に成果報告書を作成し、提出していただきます。一つの研究開発プロジェクトを複数の研究機関の研究者により実施する場合は、研究分担代表者の協力の下、研究開発責任者により、研究開発成果報告書を取りまとめて作成し、提出していただきます。

このほか、必要に応じて研究の進捗状況や成果について、資料提出等の報告を求める場合がございますので、ご協力をお願いします。

(2) 研究開発成果の公表について

研究開発責任者、研究分担代表者、共同研究者等の本研究開発プロジェクトに直接参加する研究者が、論文、セミナー等により、本事業により得られた成果を発表又は公開する場合は、本事業の支援により得られた成果であることを明示することが必要となります。その場合は、ERCA まで連絡してください。

また、ERCA ウェブサイト等で研究開発成果の紹介を行う予定です。このため、研究開発責任者等には、公表用の資料作成等を依頼する場合がありますので、ご協力をお願いします。

12. 備品の所有権

大学等の場合、本事業により各研究機関が購入した備品は、各研究機関の所有となります。

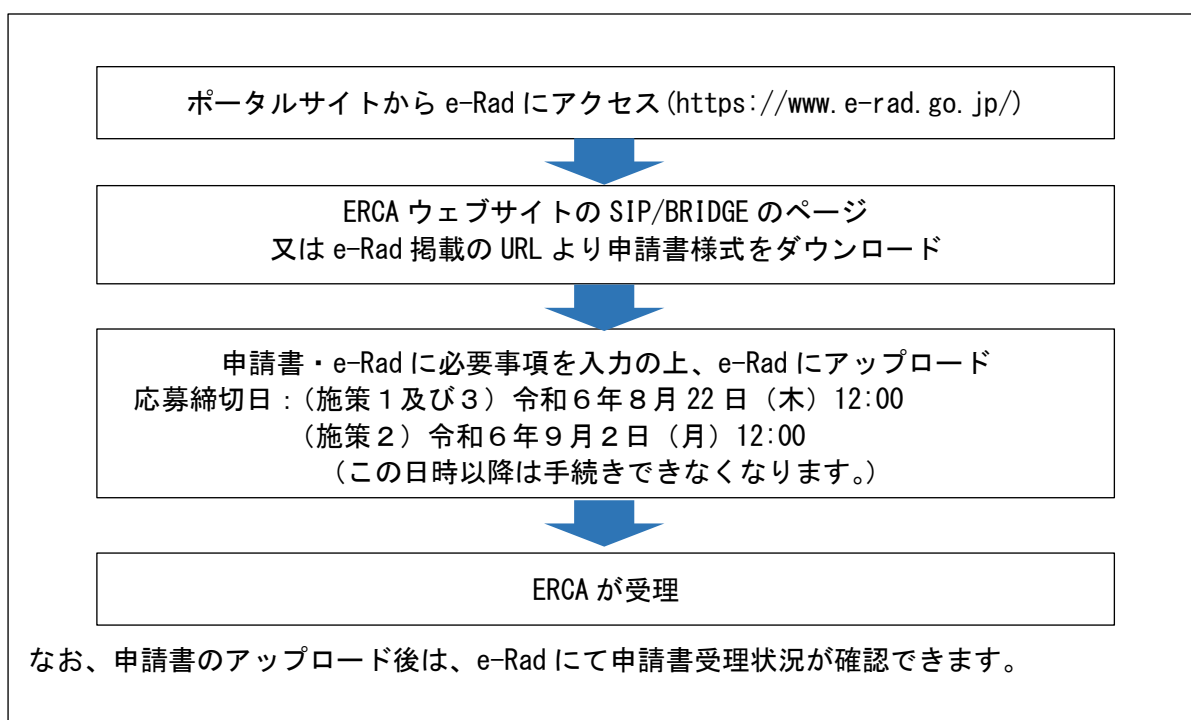
企業等の場合は、取得価格が 50 万円以上（消費税抜き）かつ耐用年数が 1 年以上の物品の所有権は、ERCA に帰属しますが、研究開発期間終了までの間、本委託研究のために企業等が無償で使用する事ができるものとします。なお、本研究開発終了後には、原則として、貸借期間（有償）を経て、耐用年数経過後に買い取りいただくこととしております。

※事業の実施に必要な設備・備品は、可能な限りリースやレンタルにより調達することを検討してください。

13. 応募の手続き

(1) 必要な手続き

本事業への研究開発プロジェクトの応募の流れは以下のとおりです。



※応募状況を踏まえて、公募期間を延期する場合があります

※提出完了後、「応募/採択課題一覧」画面を確認し、応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「申請中」又は「受理済」のいずれかとなっていれば、応募手続きは完了です。

応募締め切り日時までに上記のステータスになっていない場合は応募がされているとみなされず、申請は無効となります。

(2) システム上で提出するに当たっての留意点

ファイル種別	○作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。(e-Rad には、Word や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。) ○申請様式は、Word ファイルで提供しています。申請書を <u>PDF にしてアップロード</u>してください。
画像ファイル形式	○提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。
ファイル容量	○申請書の容量は、3MB 程度以下として作成してください。
その他	○応募締め切り日時までに、応募課題の状態が「応募中」、申請の種類(ステータス)が「申請中」又は「受理済」のいずれかとなっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「応募/採択課題一覧」画面で確認してください。 ○上記以外の注意事項や内容の詳細については、ポータルサイト(研究者向けページ)に随時掲載しておりますので、ご確認ください。 ○研究開発責任者が責任を持って e-Rad を経由して ERCA へ応募書類を提出してください。 ○応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、本公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)提出後の応募書類については、いかなる理由があっても差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

14. その他

研究開発責任者、研究分担代表者、共同研究者等の本研究開発プロジェクトに直接参加する研究者は、本研究開発プロジェクトの評価に関して選考・評価委員会委員に連絡をとるなどの不適切な行為を行うことのないようお願いします。このような行為が判明した場合は、研究開発プロジェクトを不採択とすることがあります。

15. 問い合わせ先

(1) 本事業の概要、応募の手続き等に関する問い合わせについて^{注1,2}

- ① 問い合わせ先：独立行政法人環境再生保全機構環境研究総合推進部 SIP 推進課
- ② 受付時間：平日 10:00-17:00
- ③ E-mail：sip_ce[AT]erca.go.jp ※[AT]は@に置き換えてお送りください。

(2) e-Rad の操作方法等に関する問い合わせについて^{注1,2}

- ① 問い合わせ先：e-Rad ヘルプデスク
電話 0570-057-060 (ナビダイヤル)
- ② ヘルプデスク受付時間：平日 9:00~18:00

- 注1) 公募要領を熟読し、又はポータルサイトをよく確認した上で、問い合わせさせていただきますようお願いいたします。
- 注2) 審査状況、採否等に関する問い合わせには一切回答できません。

16. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について

平成20年1月より、競争的研究費制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化したe-Radが稼働しています。本事業においても、e-Radを用いて公募を行います。

e-Radでの応募に当たっては、締切間近に申請が集中すると、受付処理が滞る事態が生じる恐れがあります。e-Radへの情報入力には最低でも60分程度かかりますので、募集締切前の数日以上の上の余裕をもって申請してください。

また、e-Radでの応募に当たっては、公募区分ごと（施策ごと）にシステムへの入り口が異なりますので、十分ご注意ください。間違った入り口から入り、別の公募区分に応募した場合は、ERCAにご相談ください。

（1）システム利用に当たっての事前準備

① e-Rad ポータルサイト

e-Radを利用するには、次のURLへアクセスし、利用規約に同意してください。

<https://www.e-rad.go.jp/>

② 研究機関の登録

応募に当たっては、研究開発責任者及び研究分担代表者が所属する研究機関は、応募時まで
にe-Radへ登録されていることが必要となります。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを
してください。

なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業への応募の際に再度登録する必要はありません。

また、他制度・事業で応募するに当たって登録を終えていた場合は、本事業への応募の際に再度登録する必要はありません。

③ 研究者情報の登録

応募に当たっては、研究開発責任者及び研究分担代表者は、研究者情報を登録し、システムログインID及びパスワードを取得する必要があります。

複数の機関に所属する場合でも、一人の研究者に付与される研究者番号は一つだけです。既に研究者番号をお持ちの場合は、新たに研究者登録を行う必要はありません。（研究者情報には、複数の研究機関の所属情報を登録することができます。所属情報の登録は、当該研究機関のe-Rad事務の担当者に依頼してください。）

過去にe-Radに研究者として登録し研究者番号を取得したことがある場合は、所属機関が変わった場合又は研究機関に所属しないこととなった場合でも、新たに研究者登録を行う必要はありません。過去に取得した研究者番号とログインID・パスワードを継続して使用してください。

なお、研究機関に所属していない研究者の情報は、e-Rad運用担当で登録しますので、必要な手続きはe-Radポータルサイトを参照してください。

④ 研究インテグリティに係る情報の登録

e-Radの改修以降(2022年3月15日以降)に研究インテグリティに係る情報の登録を行っていない場合は、応募の前に必ず情報の登録を行ってください（既に登録済みの方は必要ありません。）。本公募に応募する研究開発責任者及び研究分担代表者の全員の登録をお願いします。

研究インテグリティに係る情報の登録は、e-Radにログイン後、「研究者情報の確認・修正」より、「e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」に情報を入力してください。

(2) e-Rad の使用、操作等

① 操作方法に関するマニュアル

操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) からダウンロードすることができます。

② 利用可能時間帯

月曜日～日曜日 0:00～24:00 (24時間 365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止することがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(3) 入力方法

入力に当たっては、次に従ってください。

① 応募情報登録【基本情報】

研究開発課題名	研究開発プロジェクト名を記載してください。
研究期間	西暦（4桁）で記載してください。
研究分野（主） 研究分野（副）	該当する項目を選択してください。
研究目的	様式3「1. 研究開発の目的」と同一の記載にしてください。 「研究目的ファイル」はアップロードしないでください。
研究概要	様式2「1. 研究開発プロジェクトの要旨」と同一の記載にしてください。 「研究概要ファイル」はアップロードしないでください。
応募情報ファイル	「様式1から13までの応募書類」をアップロードしてください。 アップロードするファイルの容量は3MB程度としてください。 応募書類は、PDF ファイルに変換し、1つのファイルに結合した後、アップロードしてください。特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDF ファイルの内容を必ず確認してください。
主要論文	必要に応じて、様式6に関する論文をアップロードしてください。（5編以内。3編を超える場合はメールでご提出ください。）
主要特許	必要に応じて、様式10-1に関する特許公開公報等及び審査状況等をアップロードしてください。（3件以内。2件を超える場合はメールでご提出ください。）

② 応募情報登録【研究経費・研究組織】

各項目に必要な事項を入力してください。なお、「研究組織」については、研究開発責任者及び研究分担代表者について入力してください。その際、「直接経費 間接経費」欄には、研究開発責任者及び研究分担代表者のそれぞれについて、所属する組織全体の経費を入力し、「研究経費」の「2. 年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度の金額と一致するように入力してください。

③ 応募情報登録【個別項目】

各項目に必要な事項を入力してください。

④ 応募情報登録【応募・受入状況】

入力不要です。

(4) e-Rad の使用に当たっての留意事項

① 受付

提出完了後、応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「申請中」又は「受理済」のいずれかとなっているか「応募/採択課題一覧」画面で必ず確認してください。

応募締め切り日時までに上記のステータスになっていない場合は応募がされているとみなされず、申請は無効となります。

② 機関承認

e-Rad 上で入力された応募情報の配分機関への提出に当たっては、所属研究機関での承認は不要です。

ただし、本事業において、採択された研究開発プロジェクトの実施に当たっては、研究開発の実施及び委託研究契約について、所属研究機関の承諾を得ることが最終的に必要となります。

③ その他

その他の注意事項等については、e-Rad ポータルサイトの研究者向けページに随時掲載しておりますので、適宜確認してください。

応募書類について

応募書類については、次の様式のほか、各様式に基づく添付資料が必要です。

様式 1 : 研究開発プロジェクト応募書
様式 2 : 研究開発プロジェクトの概要
様式 3 : 研究開発プロジェクトの内容
様式 4 : 研究開発体制
様式 5 : 各研究機関における研究開発チームの構成
様式 6 : 研究者の経歴等
様式 7 : 研究開発総括表
様式 8 : 研究開発予算内訳
様式 9 : 研究費の応募・受入等の状況
様式 10-1 : 研究開発プロジェクトに関する特許関連情報①
様式 10-2 : 研究開発プロジェクトに関する特許関連情報②
様式 11 : 参考文献
様式 12 : 用語の説明
様式 13 : 応募チェックシート
様式 A : 研究開発資金出資予定額（概算）
プレゼンテーション資料

※留意事項

- ・ 応募書類は日本語で鮮明に作成してください。
- ・ 応募書類は、すべて A4 版とし、Windows Microsoft Word により、10.5 ポイントの文字サイズ（様式 9、様式 A 及びプレゼンテーション資料を除く。）で、読みやすい文字数・行間で記載してください。
- ・ 「様式 1 から様式 12 までの応募書類」には、様式 6 に基づく別葉を含めて、通しページ番号を、中央下に記載してください。

申請に当たっては、記入上の注意事項及び記載例（青字箇所。本説明文を含む）は全て削除してください

（様式 1）

注 1	注 2
施 策 番 号：	
テーマ番号：	

令和 6 年度 BRIDGE
研究開発プロジェクト 応募書

応募施策	施策 1：金融/投資機関による自然関連情報開示促進と国際標準化を前提とした ネイチャーフットプリントの開発と実証事業 施策 2：ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおける ルールメイキングと市場創造のための戦略検討促進事業 施策 3：バリューチェーン循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準 化					
研究開発 プロジェクト名 ^{注 3}						
フリガナ 研究開発責任者名						
生年月日	西暦****年**月**日	年齢	歳			
所属研究機関名						
所属部署名						
役職名						
所属研究機関等の種 類	番号：	1. 国立大学法人（大学共同利 用機関含む） 2. 公立大学 3. 私立大学 4. 短期大学・高等専門学校 5. 公立試験研究機関	6. 独立行政法人（国立大学を除く） 7. 特殊法人・認可法人・公益法人 8. 特定非営利活動法人 9. その他（民間企業等）			
所在地	〒：		都道府県名：			
電話番号等	電話： 内線： FAX： 電子メールアドレス：					
研究予定期間	ERCA の 指 定 す る 日 ^{注 4} ～ 令 和 年（20 ） 年 月 日 （年間）					
研究開発費 （概算） ^{注 5} （単位千円）	大項目		中項目	2024 年度	2025 年度	総額
	直接 経費	イ. 物品費	設備備品費			
			消耗品費			
		ロ. 人件費・ 謝 金	人件費・謝金			
			ハ. 旅 費	旅費		
		ニ. その他	外注費			
			その他			
	直接経費 計（イ～ニ）					
	間接経費					
総額						
共同実施機関名						
研究者総数(初年度)	人					

様式 1 を 1 ページ目としてください。

提案時は、研究開発テーマの予算額及び採択予定数を踏まえ、計画する全期間の研究開発内容を記載してください。ただし、次年度以降の研究開発費及び継続の可否は、事業全体の予算状況、PD 等によるマネジメント、年度評価の状況等を踏まえ、年度ごとに見直しを行います。

注1) 募集対象となる施策番号、研究テーマ番号を記載してください。

注2) この欄はERCA で記載しますので、記載しないでください。

注3) 原則として、採択後の研究開発プロジェクト名の変更は行えませんが正確に記載してください。

注4) 研究予定期間の開始日はERCA の指定する日としてください。

注5) ・「研究開発費」には民間企業からの支出額を除く経費を記載してください（施策1の民間企業のみ）。

・施策2は単年度事業のため、2025年度及び総額の記載は不要です。斜線等としてください。

・複数機関が参画する場合は、各機関の費目毎の経費の合計額を記入してください。

・計上できる研究費については公募要領p.16を確認してください。

・直接経費の区分については公募要領 p.18- p.19 の表1「計上可能な直接経費の区分」を確認してください。

・間接経費の上限額は、原則直接経費の10%に当たる額とします。ただし、別途研究機関が委託研究規定等により定めている率やその他約定した率が、本金額を下回る場合はその率を用いることができます。これ以上（直接経費の30%以内）の要望がある場合は、応募書類の様式8の「研究開発予算内訳」欄外に、間接経費が上限を超える明確な理由をご説明ください。なお、要望に対する可否は、PD及びERCAの判断となります。

研究開発プロジェクトの概要

研究開発 プロジェクト名	応募する研究テーマの名称を記載してください。
<u>1. 研究開発プロジェクトの要旨^{注1}</u> 内容が把握できるよう、5行以内で簡潔に記載してください。 なお、この「1.研究開発プロジェクトの要旨」欄に記載された内容については、本研究開発プロジェクトが採択された場合に公表する可能性がありますので、公表可能な内容を記載してください。	
<u>2. 研究開発プロジェクトの概要</u> 研究開発の目的、到達目標、内容及び各省庁の関連施策への貢献について、簡潔に記載してください。	
<u>3. キーワード（本研究開発プロジェクトのキーワードを5つ以内で記載してください。）^{注2}</u>	

略語を使用する場合は、最初に「全文字（略語）」と記載し、以降その略語を用いてください。
本様式のページ数は、1枚としてください。

注1) 「1.研究開発プロジェクトの要旨」欄には、図は使用しないでください。

注2) 「3.キーワード」欄については、e-Radへ登録するキーワードと無関係であっても差し支えありません。

研究開発プロジェクトの内容

研究開発 プロジェクト名	
1. 研究開発の目的 本研究開発プロジェクトの目的を具体的に記載してください。	
2. 研究開発の全体構想・到達目標 (1) 研究開発の出発点 本研究開発プロジェクトに関して、既に挙げている成果及び他の研究者に対する優位性（基本特許を有する等）を記載してください。 (2) 研究開発の全体構想・到達目標 ^{注1} ・研究開発の全体計画、年次計画等について、各年度及び研究期間終了時における研究の達成目標を明示した上で、必要に応じてフロー図等を本様式内に添付して、記載してください。ただし、図等をオブジェクトとして貼り付ける場合、出来るだけファイル容量を抑えてください。 ・達成目標は、できる限り詳細かつ具体的に、可能な限り数値を用いて記載してください。従来 of 技術水準と比較できる場合には、その比較を記載してください。 (3) 期待される研究開発成果の実用化 本研究開発プロジェクトに基づく研究開発成果を、研究期間終了後に、どのように実用化していくかについての計画等を、具体的に記載してください。	
3. 研究開発の実施方法 ^{注1} 具体的な研究手法等の研究開発の実施方法について、研究年度毎に記載してください。 適宜図表を挿入して構いません。ただし、図等をオブジェクトとして貼り付ける場合、出来るだけファイル容量を抑えてください。	
4. 申請研究開発の特色 研究開発内容、着眼点、研究手法等の独創性・新規性について、記載してください。 国内・国外における関連すると考えられる類似研究がある場合、その主な類似研究の研究内容、進捗状況及び成果についての概要を簡潔に記載の上、それらの類似研究と比べて本研究プロジェクトが優れている点、進んでいる点等を簡潔に記載してください。	
5. 各省庁の関連施策への貢献 研究開発成果の実用化が、各省庁の関連施策（予算事業に限らず、各省庁が所掌事務として実施する施策）にどのように貢献するのかについて、記載してください。	
6. 研究チームの有する業績 本研究開発プロジェクトの研究分野に関する研究業績で、「2. (1) 研究開発の出発点」欄に記載していないものがある場合、その研究業績について記載してください。	

略語を使用する場合は、最初に「全文字（略語）」と記載し、以降その略語を用いてください。

本様式のページ数は、10 枚以内としてください。

注 1) 一つの研究開発プロジェクトを複数の研究機関により研究を実施する場合には、「2. (2) 研究開発の全体構想・到達目標」欄及び「3. 研究開発の実施方法」欄に、研究機関毎に記載するとともに、各研究機関間の位置付けが明確になるように記載してください。

研究開発体制

研究開発 プロジェクト名	
●一つの研究開発プロジェクトを複数の研究機関の研究者により実施する場合には、各研究機関の分担関係を記載してください。 また、各研究機関について、研究開発責任者または研究分担代表者名、役職名、電話番号及び E-mail アドレスを記載してください。 (例) 〇〇〇の研究 (研究代表機関：国立研究開発法人〇〇研究所) 研究開発責任者 氏名 役職名 TEL: E-mail: □□□の研究 (共同実施機関：□□大学大学院□□研究科□□分野) 研究分担代表者 氏名 役職名 TEL: E-mail: △△△の研究 (共同実施機関：国立研究開発法人〇〇研究所) 研究分担代表者 氏名 役職名 TEL: E-mail:	

一つの研究開発プロジェクトを単独の研究機関において実施する場合については、本様式の作成は不要です。

(様式5)

各研究機関における研究開発チームの構成

・研究機関毎に記入してください。共同実施機関がない場合は、次ページの表は削除し、2機関以上ある場合は当該表をコピーして追加してください。各研究機関においては、研究開発責任者又は研究分担代表者を最初に記載してください。

研究体制		研究代表機関名：〇〇〇〇			
担当	氏名（年齢） ^{注1} 研究者番号 ^{注2}	所属研究機関 部局 職名	現在の専門 学位（最終学歴） 役割分担	2024年度 研究経費 （千円） ^{注5}	エフ ォ ー ト （%） ^{注6}
研究開発責任者 ^{注3}	〇〇 〇〇 (55) 研究者番号： 12341234	〇〇大学	環境工学	〇〇〇〇 （直接経費）	1～100
		大学院〇〇研究科 〇 〇専攻	博士（工学）(XXXX 年〇月～大学大学院 修了)		
		教授	研究開発責任者、研 究総括		
共同研究者 ^{注4}	〇〇 〇〇 (50)		(年 月)		
共同研究者	2名雇用予定		(年 月)		
＜研究者実数＞計： 名			研究経費合計： 千円		

研究体制		共同実施機関名：○○○○			
担当	氏名（年齢） ^{注1} 研究者番号 ^{注2}	所属研究機関 部局 職名	現在の専門 学位（最終学歴） 役割分担	2024年度 研究経費 （千円） ^{注5}	エフオ ート （%） ^{注6}
研究 分担代 表者 ^{注3}	○○ ○○ (55) 研究者番号： 12341234	○○大学	環境工学	○○○○ （直接経 費）	1～100
		大学院○○研究科 ○ ○専攻	博士（工学）(XXXX 年○月 ～大学大学 院修了)		
		教授	研究分担代表者、○ ○○○		
共同 研究者 ^{注4}	○○ ○○ (50)		(年 月)		
共同 研究者	2名雇用予定		(年 月)		
＜研究者実数＞計： 名			研究経費合計： 千円		

注1) 「年齢」は申請時点を記入してください。

注2) 研究開発責任者及び研究分担代表者においては、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)へ研究者情報を登録した際に付与される8桁の研究者番号を必ず記載してください。注3) 研究開発責任者及び研究分担代表者はe-Rad記載内容と一致させてください。(異動等でe-Rad記載と異なる場合はその旨記載してください。)

注4) 申請時点で共同実施者が確定していない場合は雇用予定等の人数を記載してください。また、研究協力者は研究体制に記載しないでください。

注5) 「研究経費」欄には、直接経費を記入してください。(※共同研究者の経費が「0円」の場合でも記入。)

注6) 「エフオート」欄には、年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施等に必要なとなる時間の配分率(%)を記入してください。

研究者の経歴等

No.**注1

1. 研究者氏名 (フリガナ)		
2. 所属研究機関及び役職名		
3. 生年月日／性別		
4. 学位		
(1) 機関名		
(2) 学位		
(3) 取得年		
(4) 専攻		
5. 卒業した大学・学部及び大学院		
6. 研究経歴 ^{注2}		
年 月	職 名	研 究 歴
(記載例) 〇〇年〇〇月	国立研究開発法人〇〇研究所 プロジェクトリーダー	〇〇蛋白質の機能に関する研究 (〇〇蛋白質の機能 発現には、△△遺伝子が関与していることを発見)
7. 受賞歴、表彰歴		
8. 研究成果等		
(1) 研究論文数 ***編 (和文 [国内] 誌 ***編、欧文 [国際] ***編)		
(2) 著書 (レビュー) 数 ***編		
(3) 最近5カ年間の主な研究論文及び著書 (別葉に記載してください。) ^{注3} (著者名, 論文表題, 誌名, 巻, ページ, 年号)		

注1) 研究開発責任者、研究分担代表者及び共同研究者毎に作成し、「No.」欄に、通し番号を付けてください。なお、研究開発責任者は必ず、「No.1」としてください。

注2) 「6.研究経歴」欄には、これまで研究されてきた研究経歴を記載するとともに、その研究経歴毎に、主な研究成果について () 書きで簡潔に記載してください。

注3) 「8.研究成果等」の(3)については別葉とし、最近5カ年間に学術誌等に発表された主な論文及び著書 (研究者の主要な研究業績や本研究開発プロジェクトに関係する分野のもの) について、最新のものから順に、1枚以内でわかりやすく記載してください。また、研究者が筆頭著者となっているものについては、○印を付してください。

研究開発総括表

1. 研究開発予算表^{注1}

(単位：千円)

研究機関名	2024 年度	2025 年度	合計	研究開発 費率
××大学				
(国研) □□研究所				
(財) △△研究所				
研究予算合計				100%

2. 従事する研究者総数^{注2}

(単位：人)

研究機関名	研究者内訳	2024 年度	2025 年度
××大学	研究者総数		
	うち新規雇用予定者		
(国研)□□研究所	研究者総数		
	うち新規雇用予定者		
(財)△△研究所	研究者総数		
	うち新規雇用予定者		
合 計	研究者総数		
	うち新規雇用予定者		

提案時は、研究開発テーマの予算額及び採択予定数を踏まえ、計画する全期間の研究開発内容を記載してください。ただし、次年度以降の研究開発費及び継続の可否は、事業全体の予算状況、PD 等によるマネジメント、年度評価の状況等を踏まえ、年度ごとに見直しを行います。

施策2は単年度事業のため、2025 年度及び合計欄は記載不要ですので、斜線等としてください。

注1) 民間企業からの支出額を除く経費を記載してください(施策1応募の民間企業のみ)。

注2) 「研究者総数」欄には、研究開発責任者、研究分担代表者、共同研究者その他本研究開発プロジェクトに直接参加する研究者の合計数について記載してください。

研究開発予算内訳^{注1}

研究開発 プロジェクト名	
-----------------	--

注1) 2024 年度及び複数年事業の場合は 2025 年度の大まかな研究予算の内訳について、年度毎・研究機関毎に作成してください。なお、民間企業からの支出額を除く額を記載してください（施策1の民間企業のみ）。施策2は単年度事業のため令和7年度分の作成は不要です。

2024 年度経費内訳 (単位：千円)		
研究機関：〇〇〇		
研究開発内容：〇〇〇の開発		
【経費区分】	【金額】	【主な積算内訳】
イ. 物品費	$(A+B)$	
設備備品費	A	ディープフリーザー (金額)
消耗品費	B	プラスチック消耗品 (金額)、〇〇用試薬 (金額)、・・・
ロ. 人件費・謝金	$(C+D)$	
人件費 ^{注2}	C	博士研究員 (月額〇〇、12ヶ月、1名) 金額
謝金	D	アドバイザー謝金 (金額/人、2名) 金額、調査補助 (金額/人、1名) 金額
ハ. 旅費	E	
旅費	E	国内調査旅費 (東京-大阪、1泊2日、3回、2名) 金額 国内学会参加旅費 (〇〇学会、東京-福岡、2泊3日、2名) 金額 国際学会参加旅費 (〇〇学会、東京-ワシントン、3泊4日、1名) 金額
二. その他	$(F+G+H+I+J+K+L)$	
外注費 ^{注3}	F	シーケンス解析外注 (金額)、英文校閲料 (金額)
印刷製本費	G	
会議費	H	〇〇会合会場使用料 (3回、金額)
通信運搬費	I	試料輸送料 (3回、金額)
光熱水料	J	
その他 (諸経費)	K	
消費税相当額 ^{注4}	L	
1. 直接経費 (イ～二)	$(イ+ロ+ハ+ニ)$	
2. 間接経費		
合計 (1 + 2)		

2025 年度経費内訳		(単位：千円)
研究機関：〇〇〇		
研究開発内容：〇〇〇の開発		
【経費区分】	【金額】	【主な積算内訳】
イ. 物品費	$(A+B)$	
設備備品費	A	ディープフリーザー (金額)
消耗品費	B	プラスチック消耗品 (金額)、〇〇用試薬 (金額)、...
ロ. 人件費・謝金	$(C+D)$	
人件費 ^{注2}	C	博士研究員 (月額〇〇、12ヶ月、1名) 金額
謝金	D	アドバイザー謝金 (金額/人、2名) 金額、調査補助 (金額/人、1名) 金額
ハ. 旅費	E	
旅費	E	国内調査旅費 (東京-大阪、1泊2日、3回、2名) 金額 国内学会参加旅費 (〇〇学会、東京-福岡、2泊3日、2名) 金額 国際学会参加旅費 (〇〇学会、東京-ワシントン、3泊4日、1名) 金額
二. その他	$(F+G+H+I+J+K+L)$	
外注費 ^{注3}	F	シーケンス解析外注 (金額)、英文校閲料 (金額)
印刷製本費	G	
会議費	H	〇〇会合会場使用料 (3回、金額)
通信運搬費	I	試料輸送料 (3回、金額)
光熱水料	J	
その他 (諸経費)	K	
消費税相当額 ^{注4}	L	
1. 直接経費 (イ～二)	$(イ+ロ+ハ+ニ)$	
2. 間接経費		
合計 (1 + 2)		

注2) 人件費の単価は、研究開発責任者が所属する組織の規定に基づいてください。その場合は、所属組織の規定が分かる書類を添付してください。なお、所属組織に規定がない場合は、政府が規定する単価に基づき積算してください。

注3) 外注費：研究代表機関又は共同実施機関が行うべき本質的な業務は不可。また、原則、機関毎に直接経費総額の1/2までとします。

注4) 消費税相当額は公募要領 p.19 の表1「計上可能な直接経費の区分」の留意事項を参照の上、必要に応じて計上してください。

■購入予定の主要設備及び備品（1 件 5,000 千円以上（消費税抜き））

- ・研究期間内で購入予定の設備及び備品のうち、1 件当たりの価格が 5,000 千円以上（消費税抜き）のものについて、機器名、概算価格、使用目的を簡潔に記載してください。

ただし、本事業は研究期間が短期間であるため、やむを得ない場合を除き、取得価格が 500 千円以上かつ使用可能期間が 1 年以上の物品はリースやレンタルにより調達してください。リースする場合は、法定耐用年数でリースすることとし、経費としてはその内、研究期間分のみを計上してください。

（記載例）

〇〇〇〇〇 5,000 千円（購入年度：20XX）〇〇〇の解析に使用

△△△△△ 10,000 千円（購入年度：20XX）△△△に使用

研究費の応募・受入等の状況

- ・本応募課題の研究開発責任者、研究分担代表者及び共同研究者が現在、受けている、あるいは応募中・応募予定の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む）、企業からの受託研究・共同研究について、下表の項目に記入してください。それらのうち、実施中の研究課題については、本応募との相違点を記載してください。不明な場合は、審査の場で説明を求めることがあります。
- ・他の競争的研究費制度に応募した内容と重複又は一部重複した内容について、本事業へ応募することは問題となりませんが、他の競争的研究費制度で採択され、かつ、本事業でも採択されることとなった場合、研究内容の重複は認められません。なお、他の競争的研究費制度において重複した応募が認められるかどうかについては、当該制度にお問い合わせください。また、他の競争的研究費制度において、本事業と同一内容の研究開発プロジェクトが採択された場合は、速やかに、ERCA（「17. 問い合わせ先」参照）へ報告し、いずれかの研究開発プロジェクトを辞退する等の適切な措置を講じてください。
- ・不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の競争的研究費担当課（独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消す場合があります。
- ・「エフォート」欄には、年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施等に必要となる時間の配分率（%）を記入してください。
- ・研究経費は本応募課題の研究開発責任者、研究分担代表者及び共同研究者の直接経費を記入してください。
- ・研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に管理できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合等、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、エフォートのみの提出も可能とします。

研究開発責任者氏名	〇〇 〇〇					
応募中・実施中の資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (研究代表者氏名)	役割 (代表・分担の別)	2024 年度の 研究経費（千円）（期間全体の額） *当該研究者への配分額のみ。	応募・実施状況（応募中の場合は、その結果判明予定時期）	本応募の研究内容との相違点 *実施中課題のみ	エフォート（%）
本応募課題 (2024 年度)	【本応募課題】	代表	13,000 (13,000)	応募中 2024 年 9 月	—	〇〇
〇〇〇〇機構 〇〇プログラム (2020～2026 年度)	〇〇〇〇 (環境 次郎)	分担	2,000 (15,000)	実施中	〇〇〇〇〇〇……	〇〇
その他業務・活動のエフォート						

エフォート計	100
--------	-----

※研究分担代表者・共同研究者分をコピーして作成すること。

共同研究者氏名	〇〇 〇〇					
応募中・実施中の 資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関 等名)	研究課題名 (研究代表者 氏名)	役割 (代表・分 担の別)	2024年度の 研究経費(千 円)(期間全体 の額) *当該研究者への 配分額のみ。	応募・実施状 況(応募中の 場合は、その 結果判明予定 時期)	本応募の研究内容との 相違点 *実施中課題のみ	エフ ォ ー ト (%)
本応募課題 (2024年度)	【本応募課題】	分担	13,000 (13,000)	応募中 2024年9月	—	〇〇
〇〇〇〇機構 〇〇プログラム (2020～ 2026年度)	〇〇〇〇 (環境 次郎)	分担	2,000 (15,000)	実施中	〇〇〇〇〇〇……	〇〇
その他業務・活動のエフォート						
エフォート計						100

研究開発プロジェクトに関する特許関連情報①

No.**注1

研究開発責任者等が保有する主たる特許の説明				
●研究開発プロジェクトとは関連性の薄いものは記載しないでください。研究開発プロジェクトとは関連性の薄いものを記載した場合、研究計画との関連が不明確となり、研究計画の妥当性等に関して、低く評価されることがあります。				
発明の名称				
発明者注2				
発明の概要注3				
出願国等注4	日本	米国	欧州	その他 ()
出願日				
登録日注5				
特許出願人				
特許権者注6				
出願番号				
特許番号注7				
審査状況注8	登録・拒絶・査定前	登録・拒絶・査定前	登録・拒絶・査定前	登録・拒絶・査定前
専用実施権の設定等注9				
●特許公開公報等の提出について 既に公開されている場合は、特許公開公報（既に登録されている場合は特許公報）のコピーを提出してください。 ●審査状況等の提出について 出願国の審査官からの新規性、進歩性等を否定する見解等の審査状況等（国際調査報告頁を含む。）がある場合は、その見解を示した書面を提出してください。 なお、日本及び欧州における審査過程並びに国際調査報告の入手については、以下の URL を利用することができます。 日本：https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage 欧州：http://ep.espacenet.com/numberSearch 国際調査報告：http://www.wipo.int/pctdb/en/				

注1) 特許毎に作成し、「No.」欄に、通し番号を付けてください。ただし、本研究に最も関連の深いものの3件までとしてください。

注2) 主な発明者3名までを記載してください。

注3) 物に係る特許、方法に係る特許又は物を生産する方法に係る特許のいずれであるかを明記した上で、主要クレームがわかるように記載してください。

注4) 日本、米国又は欧州（欧州特許条約に基づき出願した場合を指す。以下同じ。）のうち、特許を出願した国又は地域に「○」を付してください。日本、米国又は欧州以外に出願している国又は地域があれば、「その他」欄の（ ）内に主な国又は地域の名称を記載してください。

注5) 出願日を上段に記載してください。登録されている場合は、下段に登録日を記載してください。なお、出願準備中の場合は、上段に「出願準備中」と記載してください。また、PCT 出願の場合は、上段の出願日の記載に続けて、「PCT」と記載してください。

注6) 全ての出願人又は特許権者を記載してください。

注7) 出願番号を上段に記載してください。登録されている場合は、下段に特許番号を記載してください。

注8) 出願した特許について、拒絶された場合にあっては「拒絶」に、登録された場合にあっては「登録」に、いかなる見解も示されていない場合にあっては「査定前」に「○」を付してください。

注9) 専用実施権者若しくは通常実施権者又は仮専用実施権者若しくは仮通常実施権者が存在する場合は、上段には、「専用実施権者」若しくは「通常実施権者」又は「仮専用実施権者」若しくは「仮通常実施権者」のいずれかを、下段には、その氏名又は名称を記載してください。

研究開発プロジェクトに関する特許関連情報②

第三者が保有する特許の説明

1. 研究開発対象に関する特許の説明

研究開発対象の特許を研究開発プロジェクトメンバー外の第三者が保有等する場合、次の事項について記載してください。

- (1) 研究開発対象及び発明の名称
- (2) 出願番号又は特許番号
- (3) 当該発明の概要^{注1}
- (4) 特許権者又は特許出願者
- (5) 当該発明に関する特許の審査状況
- (6) 研究開発に当たっての影響^{注2}

2. 実用化に当たり必要な技術等に関する特許の説明（1.に係るものを除く。）

実用化に当たり必要な技術等に関する特許を研究開発プロジェクトメンバー外の第三者が保有等する場合、次の事項について記載してください。

- (1) 発明の名称
- (2) 出願番号又は特許番号
- (3) 当該発明の概要^{注1}
- (4) 特許権者又は特許出願者
- (5) 当該発明に関する特許の審査状況
- (6) 研究開発に当たっての影響^{注2}

説明は簡潔に記載してください。

注1) 物に係る特許、方法に係る特許又は物を生産する方法に係る特許のいずれであるかを明記した上で、主要クレームがわかるように記載してください。

注2) 実用化に当たり、当該物質又は当該技術のライセンス供与を受けるに当たっての許諾状況等を記載するほか、今後の研究開発・実用化に当たり、どのような事項をクリアする必要があるかなどについて記載してください

参考文献

●本研究開発プロジェクトの内容等を理解するに当たり参考となるよう、他の研究者の主な類似研究等に関する文献を数点挙げ、それぞれについて、著者名、論文表題、誌名、巻、ページ及び年号を記載してください。

用語の説明

●応募書類で使用している専門用語等のうち、その専門用語等の説明が必要と思われるものについて、その説明を簡潔に記載してください。

応募チェックシート

1. 研究開発プロジェクト名	
-----------------------	--

次の各事項について、欠落等がないことを確認したら、それぞれの「□」の枠内に「レ」を記載してください。

2. 府省共通研究開発管理システム (25 ページ参照)

- | |
|---|
| ☐ 「応募情報登録【基本情報】」を入力し、応募情報ファイルをアップロードしている。
☐ 「応募情報登録【研究経費・研究組織】」を入力している。
☐ 「応募情報登録【個別項目】」を入力している。 |
|---|

3. 提出書類 (28 ページ参照)

- | | |
|---|-------------------------|
| ☐ 様式 1 : 研究開発プロジェクト応募書 | (1 枚) |
| ☐ 様式 2 : 研究開発プロジェクトの概要 | (1 枚) |
| ☐ 様式 3 : 研究開発プロジェクトの内容 | (10 枚以内) |
| ☐ 様式 4 : 研究開発体制 | (1 枚) |
| ☐ 様式 5 : 各研究機関における研究開発チームの構成 | (研究機関 1 ヶ所につき 1 枚) |
| ☐ 様式 6 : 研究者の経歴等 | (研究者 1 名につき別葉を含め 2 枚) |
| ☐ 様式 7 : 研究開発総括表 | (1 枚) |
| ☐ 様式 8 : 研究開発予算内訳 | (初年度及び次年度の各年度につき 1 枚程度) |
| ☐ 様式 9 : 研究費の応募・受入等の状況 | (必要に応じた枚数) |
| ☐ 様式 10-1 : 研究開発プロジェクトに関する特許関連情報① | (必要に応じた枚数) |
| ☐ 様式 10-2 : 研究開発プロジェクトに関する特許関連情報② | (必要に応じた枚数) |
| ☐ 様式 11 : 参考文献 | (1 枚) |
| ☐ 様式 12 : 用語の説明 | (1 枚) |
| ☐ 様式 13 : 応募チェックシート (本状) | (2 枚) |
| ☐ 様式 A : 研究開発資金出資予定額 (概算) ※1 | (1 枚) |
| ☐ 様式 6 関連 : 論文の別冊又はそのコピー | (5 編以内) |
| ☐ 様式 10-1 関連 : 特許公開公報等及び審査状況等のコピー ※2 | (主要特許 3 件以内) |
| ☐ プレゼンテーション資料 | (必要に応じた枚数) |

※1 様式 A は、施策 1 において本事業で国から委託を受ける予定の民間企業のみ、提出してください。

※2 該当するものがない場合は、本資料の提出は不要です。

4. 作成・提出方法 (23 ページ参照)

- ☐ 応募書類は、すべて A4 版とし、Windows Microsoft Word により、10.5 ポイントの文字サイズ（プレゼンテーション資料を除く。）で、読みやすい文字数・行間で記載している。
- ☐ 「様式 1 から様式 12 までの応募書類」には、様式 6 に基づく別葉を含めて、通しページ番号を、中央下に記載している。
- ☐ 「様式 1 から 12 までの応募書類」を記入している。
- ☐ 様式 10-1 に基づき提出する特許公開公報等及び審査状況等のコピーの提出がある場合、当該資料を提出している。
- ☐ その他必要資料を提出している。
- ☐ 研究開発責任者が e-Rad を通じて応募している。

5. 応募資格 (10 ページ参照)

- ☐ 研究代表機関及び共同実施機関は、研究開発を実施している機関であり、原則日本国内の国公立試験研究機関、大学等、独立行政法人、特殊法人、特別認可法人、公益法人、特定非営利活動法人、企業等である。
- ☐ 研究代表機関及び共同実施機関並びに研究開発責任者、研究分担代表者及び共同研究者が、本研究開発プロジェクトを適切に実施する能力を有している。
- ☐ 研究開発責任者が、研究期間を通じて、責任を持って、担当する研究開発を遂行し、研究開発に専念できる者である。
- ☐ 研究開発責任者は、令和 6 年度において、本事業における複数の研究開発プロジェクトの研究開発責任者でない。
- ☐ 研究代表機関及び共同実施機関が、「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 29 年 7 月 14 日改正 環境省）に基づき、体制の整備その他必要な措置を講じ、また、「競争的研究資金に係る研究活動の不正行為への対応指針」（平成 29 年 7 月 14 日改正 環境省大臣官房総合環境政策統括グループ 地球環境局 環境再生・資源循環局）等の指針とガイドラインに基づき、体制の整備その他必要な措置を講じる。
- ☐ 研究開発責任者及び研究分担代表者においては、e-Rad を利用するために必要な「システム利用に当たっての事前準備」を済ませている。
- ☐ 研究開発責任者、研究分担代表者、共同研究者その他本研究開発プロジェクトに直接参加する研究者は、本研究開発プロジェクトの研究成果について、PD、内閣府、関係省庁、本事業の評価委員会及び ERCA に適切に開示することに同意している。
- ☐ 提案する研究開発プロジェクトの委託研究契約に際して、ERCA より提示された委託研究契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がない。

(様式A)

※施策1において、本事業で国から委託を受ける予定の民間企業のみ、提出してください。
研究開発資金出資予定額（概算）

研究開発プロジェクト名	
-------------	--

国費（委託費）^{注1}

（単位：千円）

	2024 年度	2025 年度
研究開発費（A）		

注1）様式7 研究開発予算表の各年度の研究開発予算合計額を記載してください。

民間資金^{注1}

（単位：千円）

企業名	内訳	2024 年度	2025 年度
	備品・消耗品費		
	人件費 ^{注2}		
	その他		
	総額		
	備品・消耗品費		
	人件費		
	その他		
	総額		
	備品・消耗品費		
	人件費		
	その他		
	総額		
民間資金合計（B）			

注1）必要に応じて行を追加してください。

注2）人件費は社内単価で換算してください。

マッチング率

（単位：％）

	2024 年度	2025 年度
マッチング率 $(B) \div (A + B) \times 100$		

面接審査のプレゼンテーション資料作成要領

(1) 実施方法

○面接審査の説明者は原則として研究開発責任者とし、補足説明者を含めて最大5名までの出席を認めます。なお、日本語での面接を原則とします。また、面接審査はERCAが指定するWeb会議システムを使用し、原則オンラインで行います。詳細については応募受付締切り後、応募者に連絡します。

○面接時間は、プレゼンテーション10分、質疑応答15分の合計25分を予定しています。

(2) プレゼンテーション資料について

○当日使用するプレゼンテーション資料は必ずPDF形式に変換した上でご提出ください。PDF形式に変換する際は、2アップ等ではなく1スライドに対して1ページとなるように変換してください。また、ファイル名は『プレゼン資料』としてください。

○提出方法・・・電子メール

(メール宛先)

独立行政法人環境再生保全機構 環境研究総合推進部 SIP推進課

E-mail: sip_ce[AT]erca.go.jp ※[AT]は@に置き換えてお送りください。

※提出期限を超過してからの差し替えは対応しかねますので、ご注意ください。ただし、発表時の軽微な変更は構いません。

また、添付ファイルを含めて8MBを超える場合はメールでは受け付けかねますので、研究代表機関等のオンラインストレージ等を使用してお送りください。ご送付が困難である場合はご連絡ください。

○プレゼンテーション資料の作成にあたっては必ず以下の項目で構成し、作成してください。

<プレゼンテーション資料作成の構成>

※スライドサイズ(標準/ワイド)の指定はありません。

【0. 表紙】

表紙は、以下のスライド構成で作成してください。

研究開発プロジェクト名：○○○○○○○○○○○○ 研究開発責任者所属機関名：○○○○○○○○○○ 研究開発責任者氏名：○○ ○○

【1. 研究の背景・目的】

申請書の内容を基に説明してください。

【2. 研究開発目標】

申請書の内容を基に本研究の研究目的に対して、何を、どの水準まで達成するのかを具体的にかつ明確に示し、達成度を判定できる目標を具体的に説明してください。

各省庁の関連施策に対する貢献について、必ず説明してください。

【3. 研究開発体制】

申請書「様式4 研究開発体制」を基に、各研究機関の分担関係を簡潔に説明してください。

※単独の研究機関において実施する場合、作成は不要です。

【4. 研究開発内容】

申請書の内容を基に具体的に説明してください。

研究開発項目について、研究期間全体のスケジュール表を作成し、必要に応じて説明してください。

(例)

研究開発項目	2024 年度		2025 年度		
	○月～ ○月	○月～ ○月	・・・	○月～ ○月	○月～ ○月
○○の開発	←データ収集→				
			←△△の検証・改善→		←△の実証→
○○の基盤構築		←データ収集・解析→			
				←○○の検証→	
・・・					

※あくまで一例ですので、スケジュールが明確になるよう工夫して記載してください。

○補足事項

- ・ ページ数の指定はございません。
- ・ フォントサイズは最低でも 14pt 以上になるようにしてください。ただし、図表内のフォントサイズはそれに限りません。
- ・ 必要に応じて補足資料を追加していただいても構いません。
- ・ 発表の際は、PowerPoint 及び PDF のどちらの形式でも問題ございません。
- ・ 下記の「審査の観点」の内容を意識した発表資料としてください。
- ・ プレゼンの際は発表者が資料の画面共有の操作をしてください。

※審査の観点

応募された研究開発プロジェクトは、下記の 5 つの観点により、総合的に評価します。

- ① 公募テーマの趣旨に合致していること。
- ② 研究開発プロジェクトの目標が妥当であること。
- ③ 研究開発計画が妥当であること。
- ④ 実用化・事業化への戦略が妥当であること
- ⑤ 研究開発の実施体制、予算、実施規模が妥当であること。

以上